

令和2年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書

ひと ひと あした
～女と男、ともに築く明日のふじみ～



令和3年10月
富士見市

はじめに

本市では、平成20年7月1日、富士見市男女共同参画推進条例（条例第17号）を施行し、あらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活躍していくことができる男女共同参画社会の実現に向け、平成22年10月に「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定しました。

「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」の計画期間である平成22年10月から令和3年9月の中間年にあたる平成27年10月に、社会情勢の変化に的確に対応するための見直しを行い、「富士見市男女共同参画プラン（第3次中間見直し版）」を策定しました。また、平成29年度には、本プランの計画期間を6か月延長し令和3年3月（2021年）までとし、取り組んでまいりました。

この「富士見市男女共同参画プラン（第3次中間見直し版）」は、「男女共同参画社会を進める意識づくり」「あらゆる分野への男女共同参画の実現」「男女の自立を可能にする環境づくり」の3つの柱で構成しており、98の具体的な事業を行ってきました。

また、本書の主要課題6については、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めるため、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけています。

本書は、富士見市男女共同参画社会確立協議会条例第12条に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにし、市民の皆さんに周知することを目的に作成したもので、毎年度プランの事業の進捗状況を調査し、公表しています。

令和3年4月からは、富士見市男女共同参画社会確立協議会にて協議を重ね策定した「男女共同参画プラン（第4次）」がスタートしました。今後も各施策を男女共同参画の視点で分析し、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、富士見市の男女共同参画を着実に推進してまいります。

2021年（令和3年）10月

富士見市 協働推進部
人権・市民相談課

目次

第1部 富士見市の男女共同参画の推進状況	1
1 社会環境の状況	3
(1) 人口推移	
(2) 年齢構成	
(3) 少子化の推移	
(4) 高齢化の推移	
(5) 高齢者世帯の状況	
(6) 女性の年齢別労働力率	
2 政策・方針決定への参画	6
(1) 市議会議員への女性の参画状況（改選時）	
(2) 審議会等への女性の参画状況	
(3) 町会における女性の参画状況	
(4) 市役所における女性職員の割合	
(5) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合	
3 男女共同参画に関する市民の意識	9
(1) 男女の地位の平等感について	
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について	
(3) 女性が介護の主たる担い手となることについて	
(4) 配偶者などからの暴力の被害経験について	
(5) 地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度について	
第2部 富士見市の男女共同参画施策の実施状況	13
1 富士見市男女共同参画プラン（第3次中間見直し版）の推進	15
(1) 計画の概要	
(2) 施策の体系	

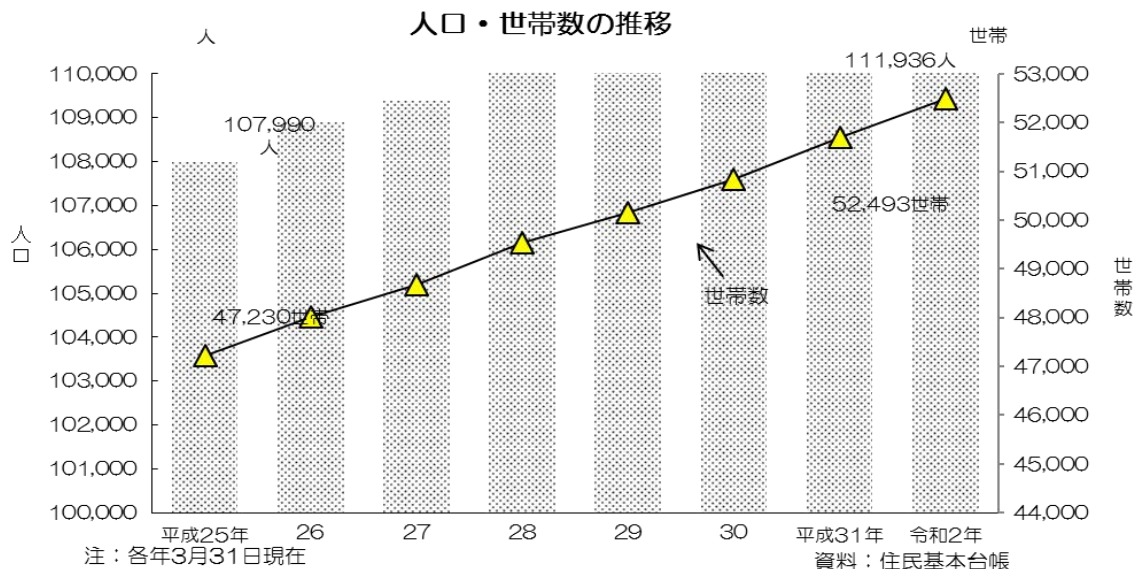
2 令和2年度「富士見市男女共同参画プラン（第3次中間見直し版）」		
	実施状況	16
(1) 施策体系に基づく実施状況		
(2) 評価指標進捗状況		
(3) 審議会等女性の参画推進、参画枠の拡大／公募制の充実		
3 令和2年度男女共同参画に関する事業		40
(1) 主な事業		
(2) 推進体制		
第3部 資料編		45
1 富士見市男女共同参画関連条例		47
2 令和2年度「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」		53



1 社会環境の状況

(1) 人口推移

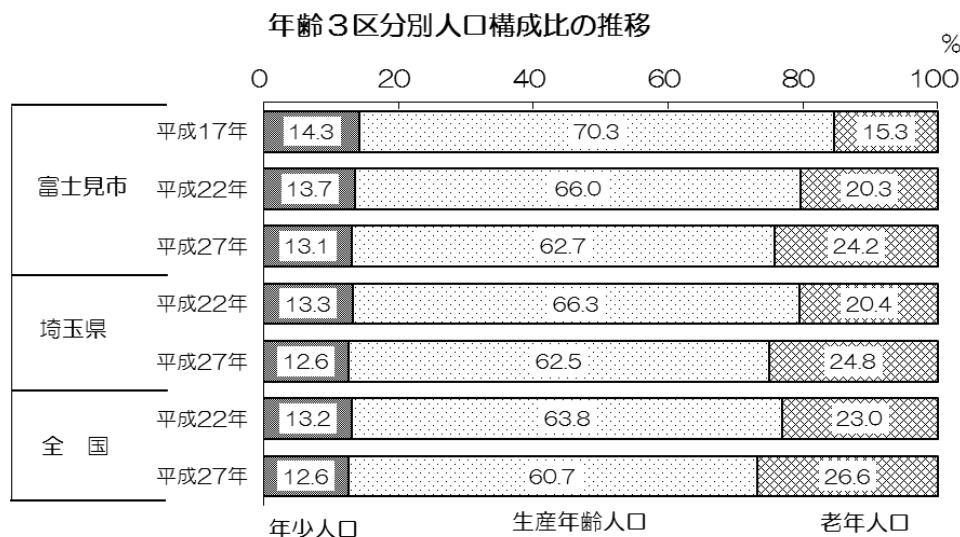
本市の人口（各年3月31日現在）は、年々微増傾向が続いており、令和2年3月31日現在で111,936人となっています。人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっており、単身者世帯などが増加していることが推測されます。また、1世帯当たりの平均人員数は令和2年現在、約2.1人です。



(2) 年齢構成

直近の国勢調査から全国の平成27年における人口の構成比をみると、年少人口（0～14歳）12.6%・生産年齢人口（15～64歳）60.7%・老年人口（65歳以上）26.6%となっており、老年人口の割合を平成22年と比較すると、3.6ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。

本市は国・県と比較すると、平成27年の年少人口13.1%は県平均及び全国平均を0.5ポイント上回っており、本市の方が総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。



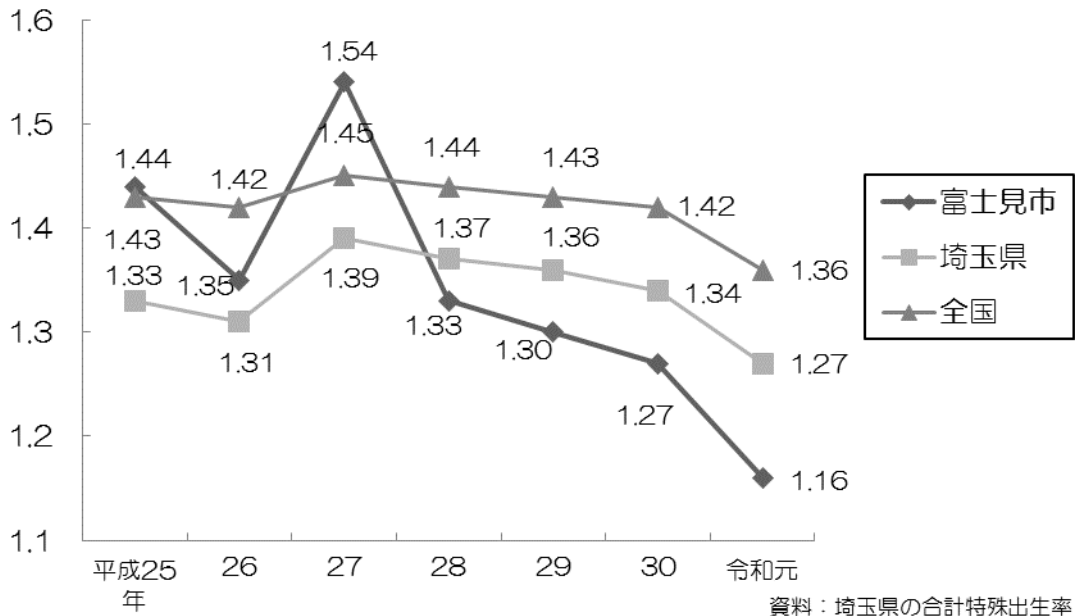
注：年齢不詳は除く

資料：国勢調査

(3) 少子化の推移

令和元年度の富士見市の合計特殊出生率は 1.16 で、国・県平均よりも下回っており、長期的な人口減少に対応するため、引き続き少子化対策に向けての取り組みが必要です。

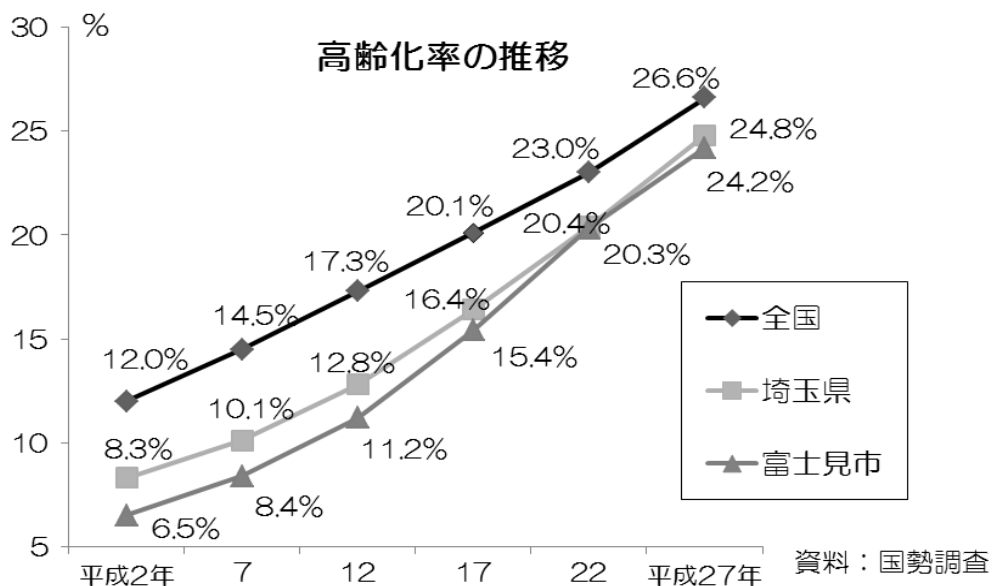
合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率…1人の女性が一生に産む子どもの平均を示すもの

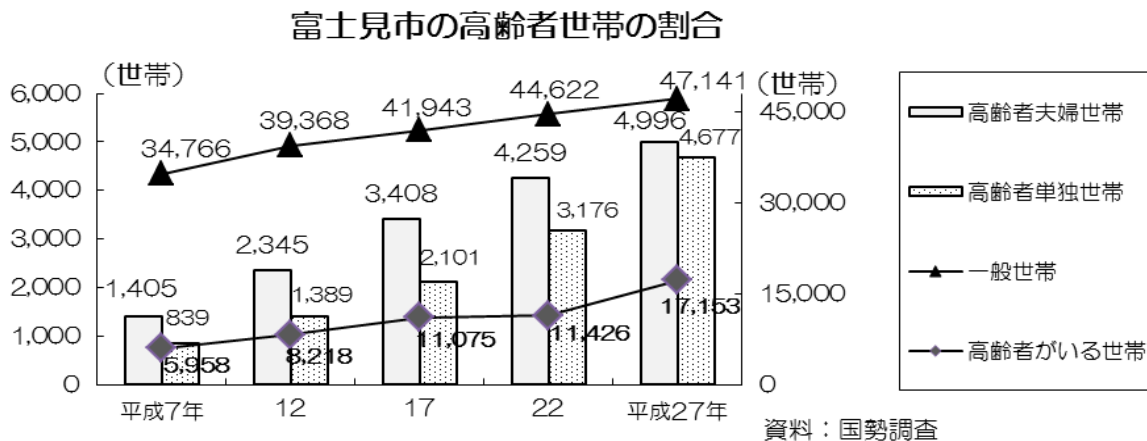
(4) 高齢化の推移

高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。



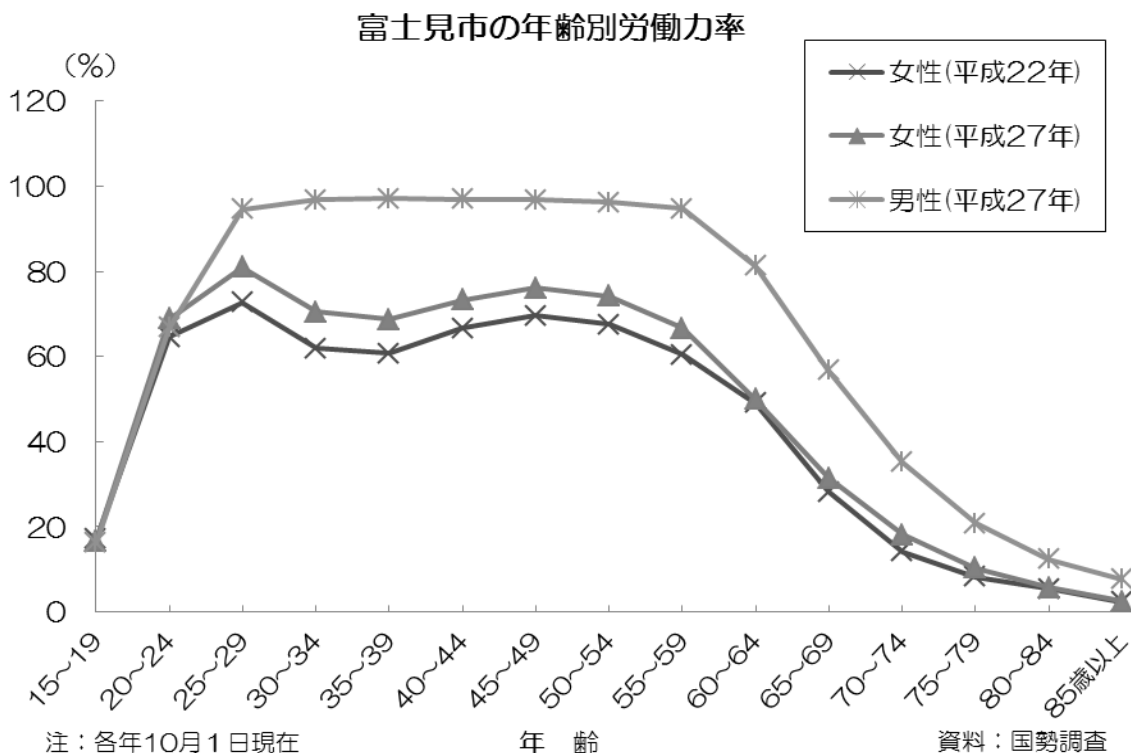
(5) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯は、年々増加しています。一般世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は、平成27年には36.3%となっています。また、高齢者世帯の中でも、特に高齢者単独世帯の割合が大きく増加しています。



(6) 女性の年齢別労働力率

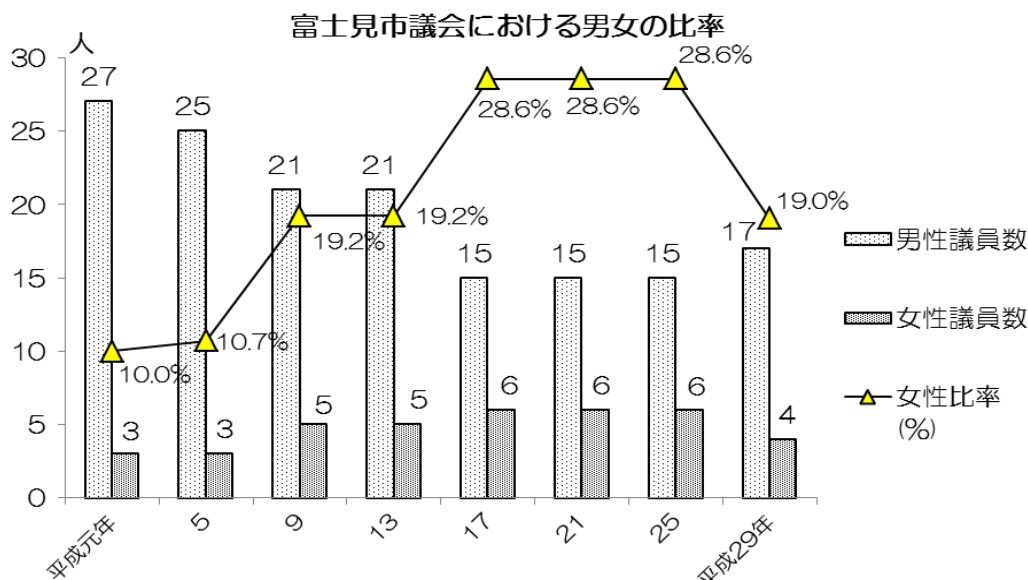
働く市民の割合は、男性は25～29歳の層で急に上がり、ほぼ横ばいで推移した後、60～64歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、平成22年と平成27年とを比べてみると、平成22年国勢調査結果に比べて、労働力率が微増していることがわかります。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることがわかります。



2 政策・方針決定への参画

(1) 市議会議員への女性の参画状況（改選時）

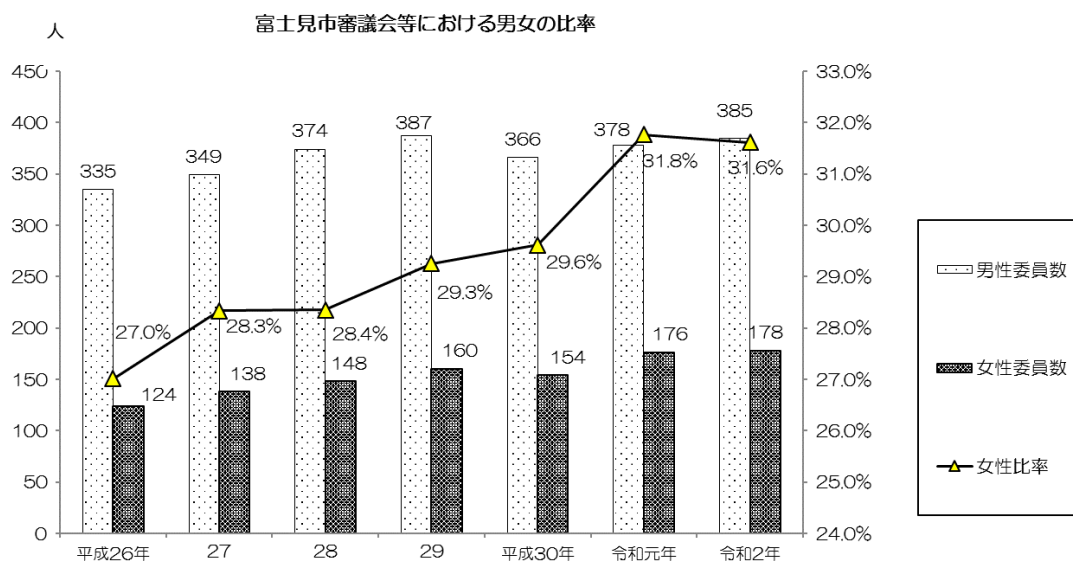
市議会議員に占める女性の割合は下記のとおりです。平成29年度は19.0%と埼玉県議会における女性議員割合の15.0%（平成31年3月31日現在）からみて高い参画率です。



資料：富士見市議会ホームページ

(2) 審議会等への女性の参画状況

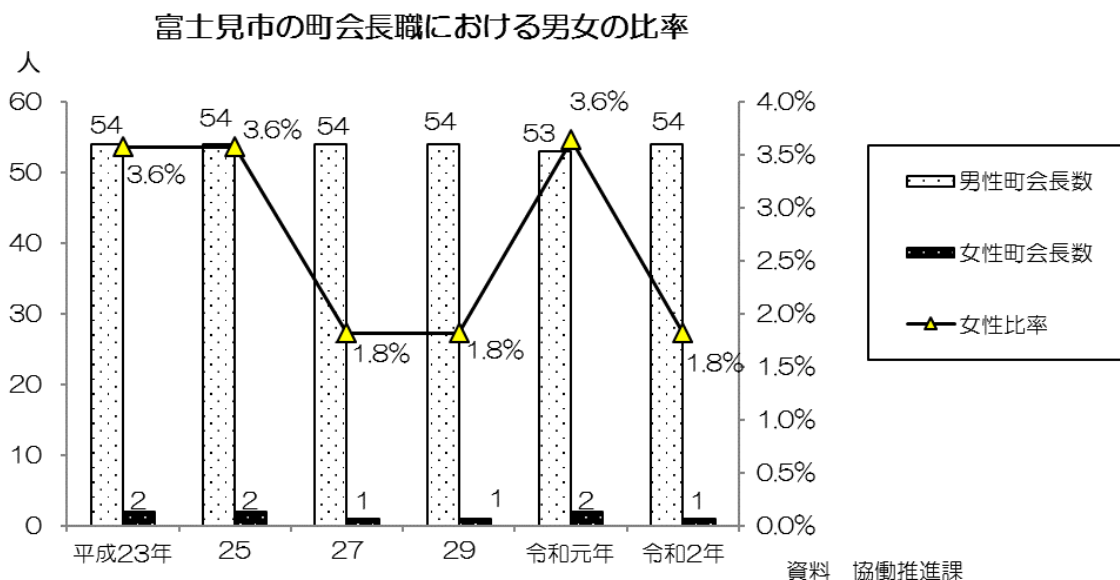
審議会等委員に占める女性の割合は、令和2年度は31.6%と、令和元年度に比べ若干減少しており、引き続き増加に向けての取り組みが必要とされます。全国の市区町村における女性委員割合27.1%（令和2年4月1日現在）及び埼玉県内市町村の女性委員割合28.4%（令和2年4月1日現在）との比較においては、やや高い参画率になっています。



資料：富士見市審議会等の設置状況に関する調査

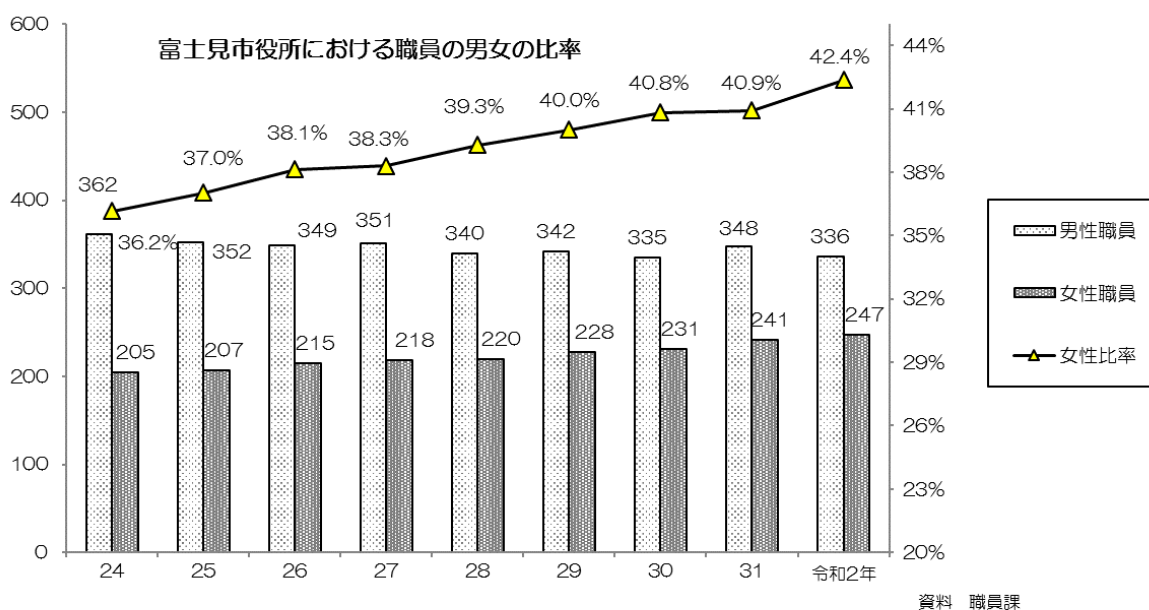
(3) 町会における女性の参画状況

地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、平成23～25年度に2人でしたが、平成27～29年度は1人に減りました。令和元年度には再び2人になりましたが、令和2年度には1人となり、女性の参画率は1.8%と低い参画率となっています。(参考：平成31年4月1日現在の埼玉県の平均は4.8%)



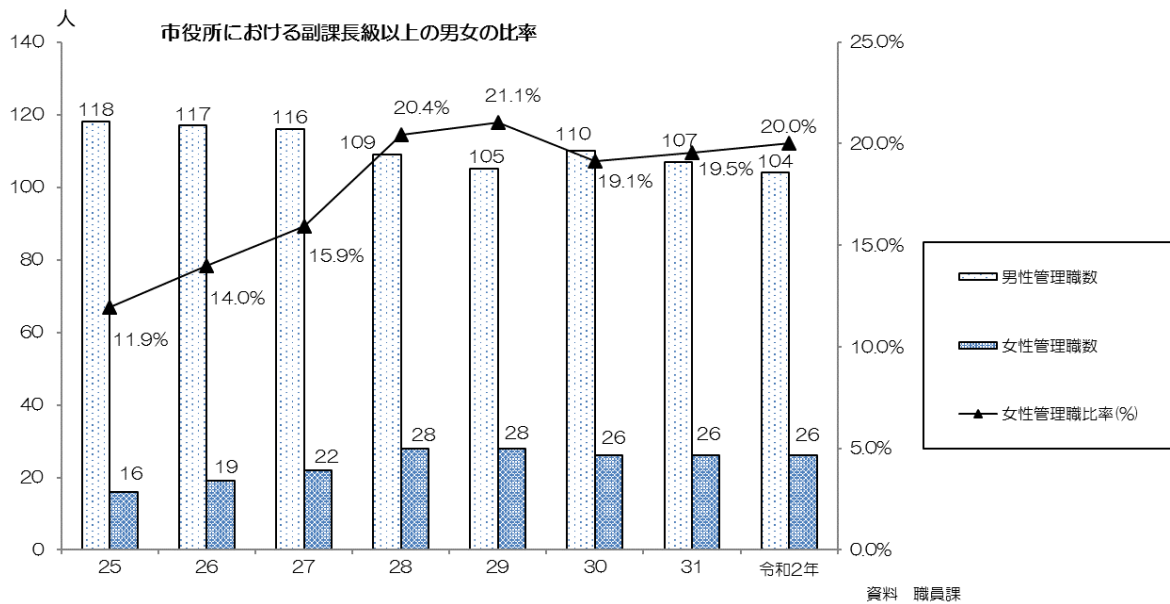
(4) 市役所における女性職員の割合

市役所女性職員の割合は、42.4%（令和2年4月1日現在）であり、毎年徐々に増加しています。埼玉県における女性職員の割合41.1%（令和2年4月1日現在）及び県内市町村の女性職員の割合41.2%（令和2年4月1日）と比べると、やや高くなっています。



(5) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合

富士見市役所での女性管理職の割合は 20.0%（令和 2 年 4 月 1 日現在）であり、平成 25 年から年々増加傾向にあったものの、平成 29 年からやや減少し、その後は微増となっています。



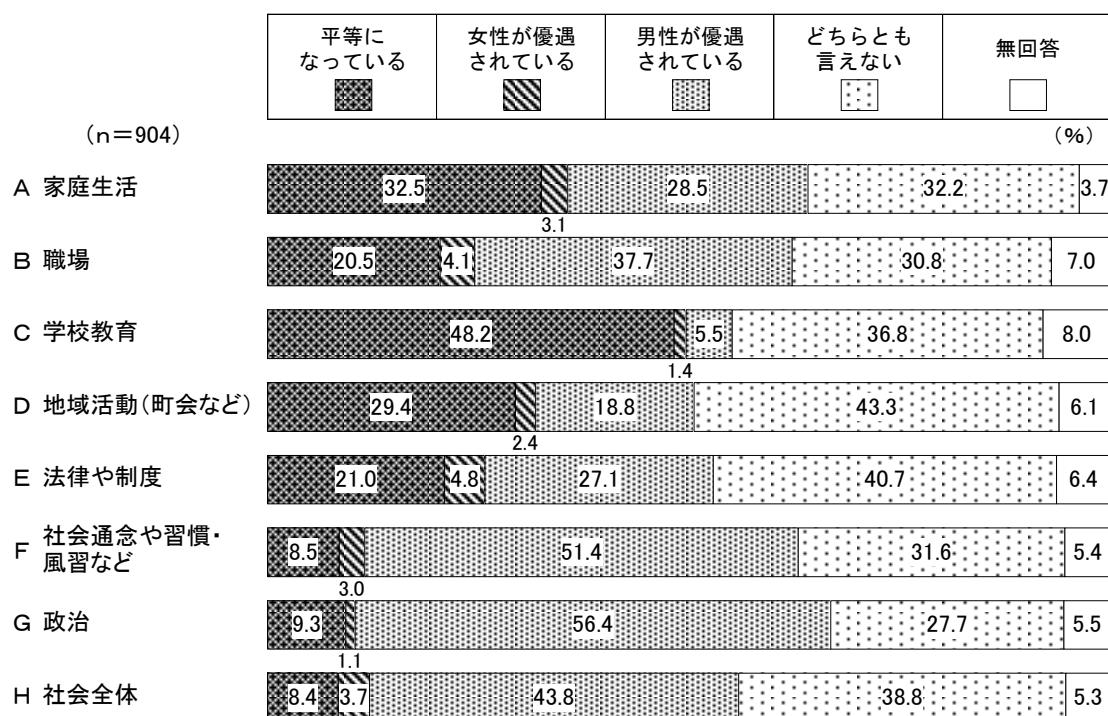
3 男女共同参画に関する市民の意識

※富士見市男女共同に関する市民意識調査報告書より（令和元年実施）

【調査概要】	
・調査対象	市内在住の満18歳以上の男女
・対象者数	2,000人（男性1,000人、女性1,000人）
・抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
・調査方法	郵送調査法（郵送配布—郵送回収）
・調査期間	令和元年7月19日～8月2日
・回収率	45.2%（回収904通、男性389通、女性507通、性別無回答8通）

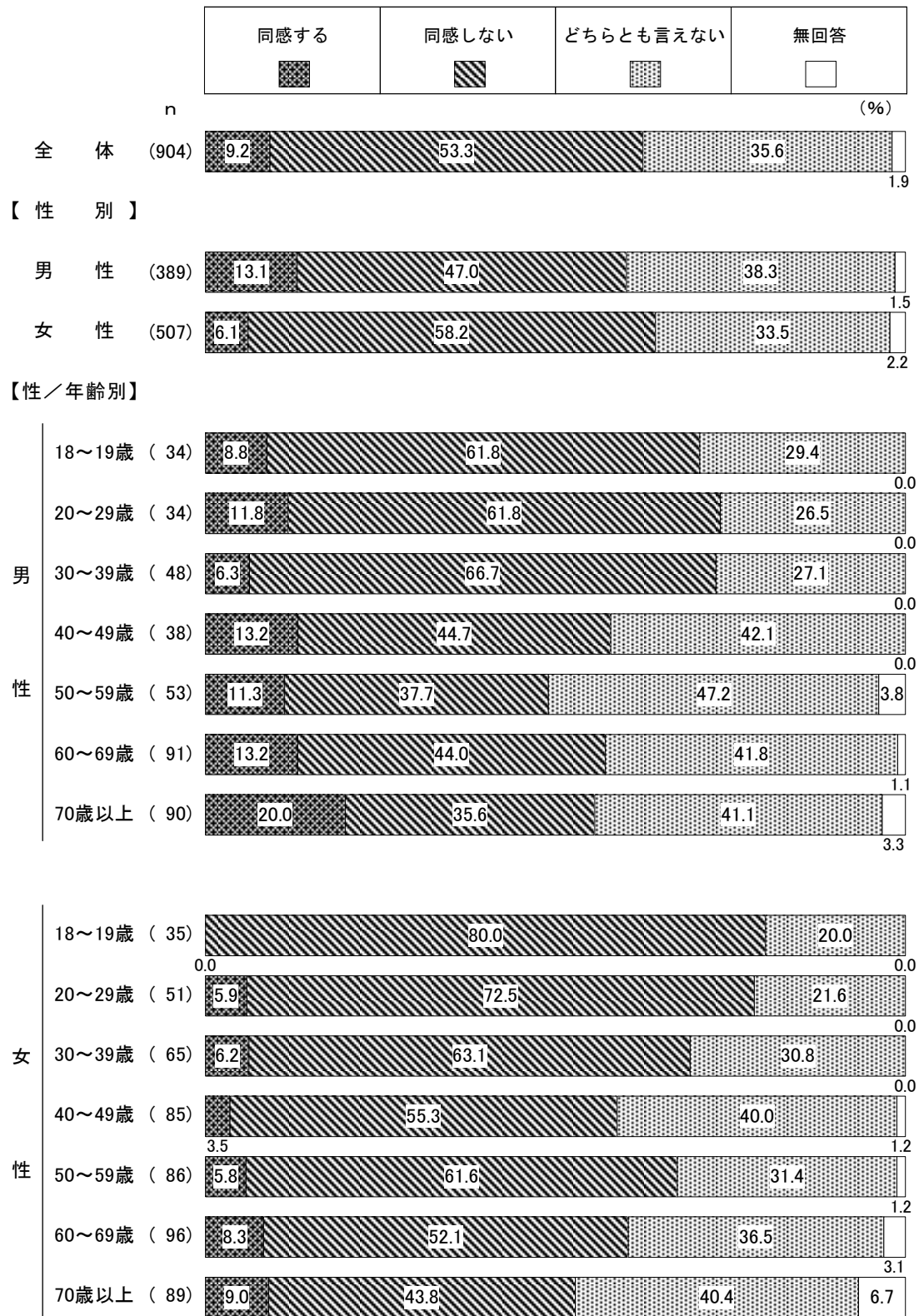
（1）男女地位の平等感について

学校では48.2%と、半数近くが平等という結果になりました。一方で、「社会通念や習慣・風習」「政治」の場では、半数以上が「男性が優遇されている」という結果になりました。



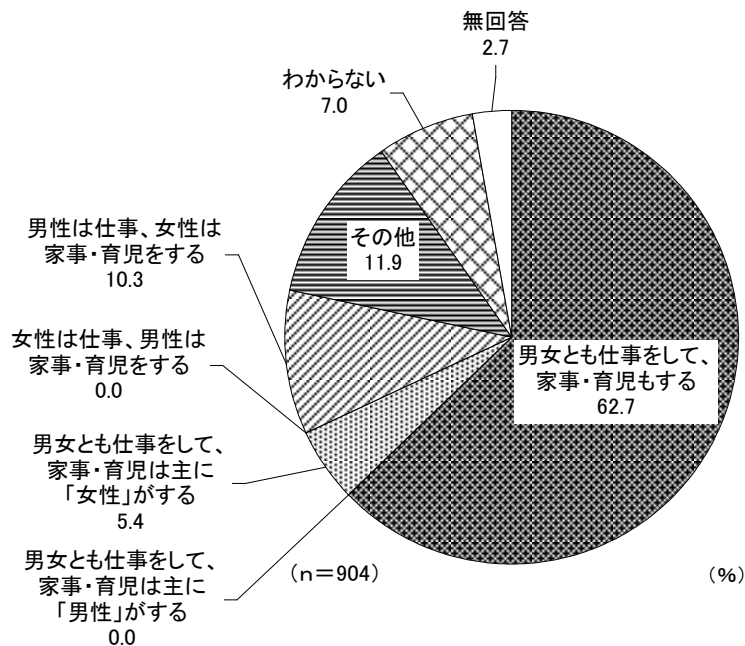
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

男性の方が、「同感する」と答えた割合が高く、女性と7ポイントの差がありました。年代別では、男性は40代以上、女性は60代以上の「同感する」の割合が高くなっています。また、男性の30代以下は60%以上、女性の20代以下の70%以上が「同感しない」と答えました。



(3) 男女の役割分担についての考え方

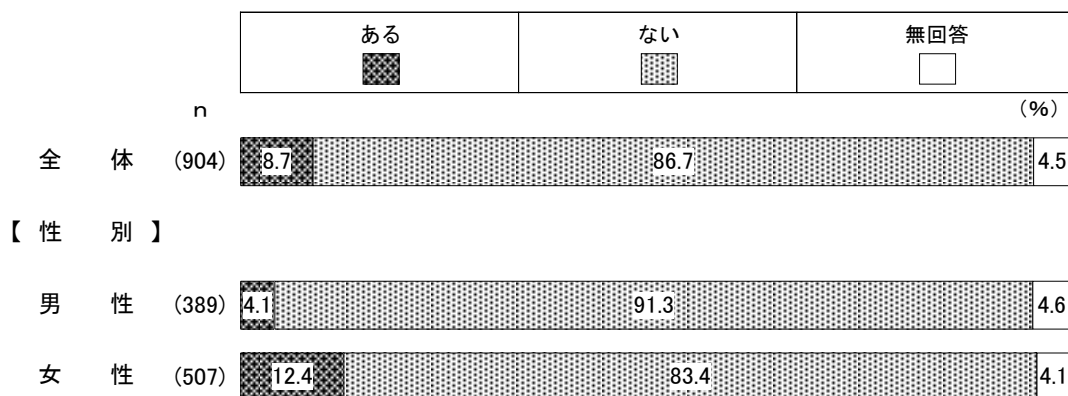
「男女とも仕事をして、家事・育児もする」のが良いとする回答が男女とも最も多い結果となりました。性別では男性54.5%、女性69.2%と、女性が14.7ポイント上回りました。



(4) 配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力(※)を受けた経験について

(※暴力=身体的・精神的・経済的・性的のいずれかまたは複数)

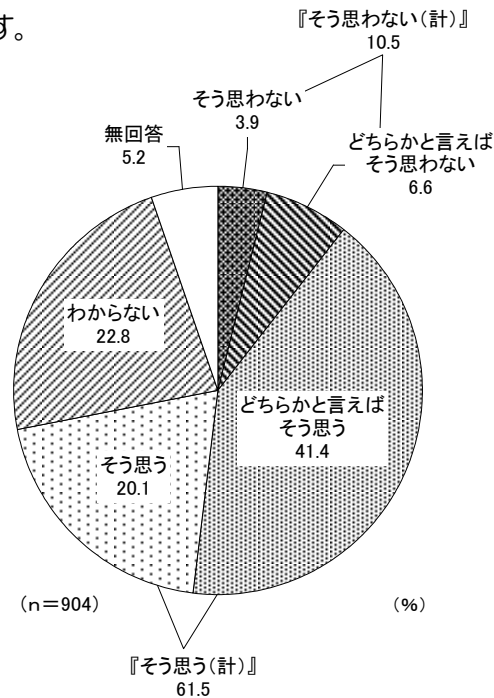
女性の方が、「ある」と答えた割合が高く、男性より8.3ポイント上回っています。



【性/年齢別】

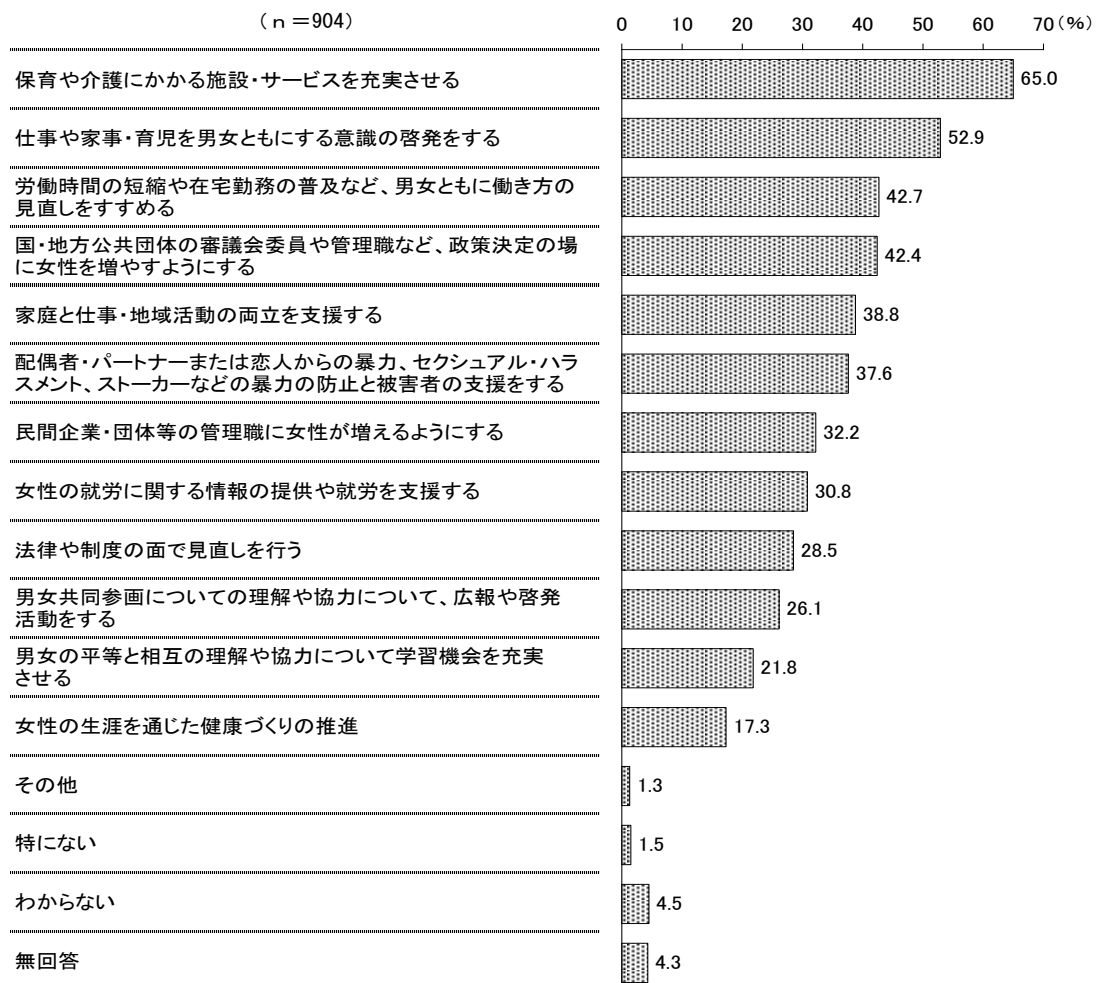
(5) 性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うか

「どちらかと言えばそう思う」(41.4%)と「そう思う」(20.1%)を合わせた『そう思う(計)』(61.5%)は60%を超えています。



(6) 男女共同参画社会の実現のために必要な取り組みについて

「保育や介護にかかる施設・サービスを充実させる」が65%と高くなっています。





1 富士見市男女共同参画プラン（第3次中間見直し版）の推進

（1）計画の概要

女性も男性も自らの意思で社会のあらゆる場に参加し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指して、市では「男女共同参画プラン（第3次）」を2010年（平成22年）に策定しました。

そして計画期間の中間年にあたる2015年（平成27年）に社会情勢の変化に的確に対応するための見直しを行いました。

中間見直し版の策定にあたっては、市民及び専門家等で組織された、富士見市男女共同参画社会確立協議会及び、富士見市男女共同参画庁内連絡会議において意見を交わしました。

（2）施策の体系

基本目標1 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女の人権が尊重される意識づくり

施策の方向（1）人権尊重・男女平等意識の確立

施策の方向（2）男女平等に基づく教育・学習の推進

施策の方向（3）メディアにおける男女の人権の尊重

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の実現

主要課題2 政策・方針等の立案・決定への男女共同参画の実現

施策の方向（1）政策・方針等の立案・決定への女性の参画の拡大

主要課題3 国際社会の一員としての国際協調

施策の方向（1）国際化に対応した男女共同参画の推進

基本目標3 男女の自立を可能にする環境づくり

主要課題4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向（2）多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

施策の方向（3）安心して働くことができる環境の整備

主要課題5 男女が互いの性と性を理解、尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができる権利の保障

施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための啓発

施策の方向（2）男女の生涯にわたる健康づくり

主要課題6 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向（1）性の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

※主要課題6は、『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画』に位置づけています。

主要課題7 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向（1）市民や様々な団体等との連携

施策の方向（2）推進基盤の整備

2 令和元年度「富士見市男女共同参画プラン（第3次中間見直し版）」実施状況

（1）施策体系に基づく実施状況

【達成度の評価基準】

令和元年度の取り組みとその成果について、5段階で担当課が自己評価

達成度

1 … 未着手または検討中

2 … 具体的検討事項を検討中
（来年度には着手できる）

3 … 着手している
（着手しているが課題がある 【例】参加者が少なく工夫が必要など）

4 … 順調に進行
（特に問題なく取組がされている。目標達成に近い成果がある）

5 … 目標達成及び進行中
（目標達成またはそれ以上の成果を出している場合）



基本目標1 男女共同参画社会を進める意識づくり

【主要課題1】男女の人権が尊重される意識づくり

施策の方向(1)人権尊重・男女平等意識の確立

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①人権尊重意識の啓発	1	男女の人権・平等意識を形成する取り組みをおこないます。	【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 地域交流のイベント	ふじみ野交流センター	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 若年の保護者の地域に出るきっかけづくりとして「親子ふれあい講座」（親子おもちつき交流会）	鶴瀬西交流センター	3
			社会人権教育指導者養成講座 テーマ：「子どもの生活環境における人権問題」 日 時：11月25日（水） 会 場：勝瀬小学校 参加者：12名 子どもの生活環境の中で起こるいじめ等の人権問題について、参加者と一緒に考える。PTA会員を対象に実施。 【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 社会人権教育指導者養成講座 【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 人権尊重教育講座	生涯学習課	4
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 人権教育講座	鶴瀬公民館	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 人間尊重啓発講座	南畑公民館	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 ＜教育講演会・親の学習講座・人間尊重啓発講座＞	水谷公民館	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 高齢者を対象とした事業「熟年学級」	水谷東公民館	3

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
②男女共同参画推進のための意識の啓発	2 重点	男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー研修会等を提供します。	【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】講演会、セミナー等のイベント	人権・市民相談課	3
	3	市の広報やホームページを活用し、「富士見市男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン(第3次)」等、関連する法律や条例、制度の浸透に努めます。	市の広報やホームページに掲載するほか、プラン冊子及び各種リーフレット等、常設コーナーにも設置し、市民が自由に閲覧できる環境を整えたほか、国・県などの情報などもあわせて配置した。	人権・市民相談課	4
	4	市の多様な広報媒体を使って意識啓発を進めます。掲載する際には男女共同参画の視点をもってイラストカット及び表現等に十分に配慮し、市民の関心を高める記事の掲載を目指します。	市広報やホームページにて、男女共同参画週間やDV防止週間等、施策の推進に関する法律や条例、制度を周知した。また、市広報の「男女共同参画ひろば いっぱいっぼ」において、定期的に記事掲載を行った。(6月号 メディアと女性の人権、9月号 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、11月号 リベンジポルノ、2月号 からだの性・心の性・好きになる性)	人権・市民相談課	4
			男女いずれかに偏った表現になっていないか、性別によってイメージを固定化した表現になっていないかなど、男女共同参画の視点を意識し、広報『富士見』を編集した。	秘書広報課	4
	5 重点	男女共同参画に関する図書や資料等を整備し市民に情報を提供します。	市民に広く情報を提供するため、人権・市民相談課前において男女共同参画コーナーを常設し、各種情報誌などを配架している。子育て支援センター(鶴瀬西交流センター)にもラックを設置している。	人権・市民相談課	4
			6月の男女共同参画週間及び11月のDV防止週間に併せて、6月および11月に関連書籍の展示をおこなった。	中央図書館	4
	③男女共同参画の意識に関する調査・研究	6	男女共同参画に関して意識調査や実態調査をし、達成度の検証とフォローアップをし、「富士見市男女共同参画プラン(第3次)」の推進に反映させます。	平成30年度に「富士見市市民意識調査」(3年毎に実施)を行い、「男女共同参画の社会づくり」を調査項目として設けた。	政策企画課
令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果を検証し、男女共同参画プラン(第4次)を策定し反映させた。				人権・市民相談課	4

施策の方向(2)男女平等に基づく教育・学習の推進

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①学校等での男女平等教育への取り組み	7	学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男女混合名簿を男女平等意識の形成の視点から作成し活用します。	市内全校（小・中・特別支援学校）において、男女混合名簿を作成し、活用をしている。	学校教育課	5
	8	学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による差別・偏見に気付くことができるよう指導を行います。	全ての教育活動を通して、男女平等の理念を教職員が共有し、児童生徒に接することで、人権意識を育む教育を推進してきた。また、助産師等を講師として招聘する「いのちの授業」を市内全校で実施し、男女の協力の大切さに気づかせる授業を実施した。	学校教育課	5
	9	児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員へ研修機会を提供します。	夏季休業中等で、県の資料等を活用した校内研修を行い、教職員の意識啓発をするとともに、学んだことを活かした学級経営、授業実践を行い、発達の段階に応じた指導を行っている。	学校教育課	4
	10	“ふれあい講演会” “はつらつ社会体験事業”等を通して、性別に関係なく、個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 各中学校における「はつらつ社会体験授業」（キャリア教育） その他、全校において、学級活動や係活動を通して、男女の協力や人間関係形成等、将来に向けた素地づくりに取り組んでいる。	学校教育課	4
②男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	11	保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 講演会、セミナー等のイベント	人権・市民相談課 【再掲No.1】	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 研修	生涯学習課	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 若年の保護者の地域に出るきっかけづくりとして、「親子ふれあい講座」（親子おもちつき交流会）	鶴瀬西交流センター	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 地域交流のイベント	ふじみ野交流センター 【再掲No.1】	3
			【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止や少人数での開催】 <子育て学習支援事業> 子育て学習支援を保育付きで進めている。 ・おかあさんのほっとtime（年2回参加者：40人） ・おかあさんのステップアップ講座（年2回参加者：44人） <小学生体験事業> 子どもたちが参加しやすいように夏休みに開催している。 ・まがたま作り 開催日：8月1日（土）参加者：20人 ・土器作り 開催日：8月4日（火）参加者：26人 ・はにわ作り 開催日：8月7日（金）参加者：16人	鶴瀬公民館	4

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
②男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	11	保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	<p>【新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止】</p> <p>子育て支援事業「ちびっこあおむし」未就園児とその保護者を対象に、子育てに関する学習と交流を毎月1回（通常時は年12回）開催。令和2年度は8回開催（うち2回は工作配布のみ） 参加者：のべ112組（236人）</p>	南畑公民館	4
			<p>【新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止や少人数での開催】</p> <p>【子育て学習支援事業】 ＜親子フレンドパーク＞ 日 時：原則第1水曜日10:30～（通常は年12回。うち5回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。） 会 場：水谷公民館和室1 定 員：各回5組 参加者：延べ大人18名/子ども19名 内 容：親子交流</p> <p>＜お母さんのステップアップ講座＞ 日 時：第3水曜日10:30～（通常は年7回。うち4回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。） 会 場：水谷公民館講座室 定 員：各回12組 参加者：延べ大人32名 内 容：保育付き講座</p>	水谷公民館	4
			<p>【子育て支援事業】</p> <p>・子育てサロン 新型コロナウイルス感染拡大防止のため11回中 3回開催 延べ42名参加</p> <p>【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】</p> <p>【家庭教育支援事業】</p> <p>・子育て応援の勉強室</p>	水谷東公民館	4

施策の方向(3)メディアにおける男女の人権の尊重

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①人権尊重と男女共同参画の視点にたった表現の浸透	12	男女共同参画の視点から、メディアの発信する情報を主体的に読み解く力を養えるよう啓発を図ります。	市広報の「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」6月号において、メディアリテラシーに関する記事掲載を行った。	人権・市民相談課	4

基本目標2 あらゆる分野の男女共同参画の実現

【主要課題2】政策・方針等の立案・決定への男女共同参画の実現

施策の方向(1)政策・方針等の立案・決定への女性の参画の拡大

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①女性の参画を促進する基盤づくり	13	各種審議会等に向け、市政に係わるあらゆる女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓発します。	市ホームページにおいて「女性の活躍推進に向けて」等の記事を掲載し、政策・方針決定過程への女性の参画の重要性について情報提供をし、啓発を行った。	人権・市民相談課	3
	14	「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市政に携わる女性の人材を育成する幅広い活動を支援します。	未活用登録者については、推進員の会でモデル事業を実施し登用に努めた。また広報紙を発行し、人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。	生涯学習課	4
②市政への男女共同参画の推進	15 重点	各種審議会等市政に係わる機関の男女比率が、一方の性が60%を超えない範囲を目標にします。更に、女性委員の割合40%を目指し、各課に適宜呼びかけます。また、その登用率の進捗を把握します。	審議会等における委員の登用率の進捗を把握した。 女性委員31.6%（563人中178人） ※令和2年10月1日現在	協働推進課	3
		女性職員の管理職への昇任意欲の向上とより多くの女性職員を管理職に登用するための環境整備を進めます。	平成25年度から、要件を満たした全ての職員が選考対象となる制度へ変更した。その結果、従来の試験制度と比べ選考の対象となる職員の裾野が広がり、女性管理職の割合は全体の20.0%（再任用を除く）となっている。	職員課	4

【主要課題3】国際社会の一員としての国際協調

施策の方向(1)国際化に対応した男女共同参画の推進

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進	17	学校教育において、小・中学校へ英語指導助手を派遣し、生きた英語教育を通じて、異文化など、国際理解教育を進めます。	8名の英語指導助手（AET）により、生きた英語教育を行っている。 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】 児童生徒が生きた外国語に触れたり、異文化への理解を深めるためのイングリッシュサマーキャンプ	学校教育課	4
	18	富士見市国際友好協会やNPO団体、市民団体等と協力し、市内や近隣に在住する外国人との交流を図るため、国際交流フォーラムを開催します。	【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】 講演会、セミナー等のイベントは行わなかった。	人権・市民相談課 生涯学習課 （文化・スポーツ振興課）	3

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
②外国人が安心して暮らせるための支援体制の充実	19	日本語ボランティア指導員（※）を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由の解消を図ります。	日本語指導員を派遣し、児童生徒が生活面・学習面において不自由しないよう、日本語指導を行った。年間延べ指導回数：小学校児童（328回）、中学校生徒（175回） ※日本語ボランティア指導員は、令和 年度から「日本語指導員」と名称が変更された。	学校教育課（教育相談室）	4
	20	地域のNPO団体と協力し、市のホームページにて多言語による外国人のための生活に必要な情報を掲載します。	市ホームページに、生活ガイド6ヶ国語ホームページをリンクし、外国籍市民に対し、日常生活に関する情報提供を実施している。また、外国人のための日本語サークルに対して、日本語習得のための書籍購入費を補助し、支援している。また、下記の通り外国籍市民のための相談窓口を開設している。 ＜外国籍市民生活相談＞ 毎週木曜日13:00～16:00 市役所2階第3相談室	人権・市民相談課	4
	21	外国人のための相談窓口を充実させます。	＜外国籍市民生活相談＞ 毎週木曜日13:00～16:00 市役所2階第3相談室 相談件数：72件/64人 そのほか二市一町でふじみの国際交流センターに委託し、ふじみの国際交流センターにて相談事業を実施した。 相談日：月曜日～金曜日10:00～16:00	人権・市民相談課	3
③情報の収集と提供	22	男女共同参画に関する全国会議、国際会議、諸外国情報等を積極的に収集し提供します。	国、県からの情報誌や新聞、ホームページなどで情報を幅広く収集している。また、適宜、必要な情報は常設コーナーへの設置や庁舎内掲示板にてポスター等を掲示している。	人権・市民相談課	3

基本目標3 男女の自立を可能にする環境づくり

【主要課題4】仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり

施策の方向(1)男女がともに働きやすい環境づくり

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①仕事と家庭の両立のための意識啓発	23	男女の労働者間に生じる格差の積極的解消のため、ポジティブ・アクション(積極的格差是正)についての啓発及び周知・情報提供に努めます。	国・県から送付される啓発冊子等について、関係課と連携し、公共施設への配置をするなどして周知をしている。	人権・市民相談課	3
	24	安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券の発行のほか、母性健康管理指導事項連絡カードの利用等を進めます。	妊娠届出時に子ども未来応援センター保健師が全妊婦に面接を行い、母子健康手帳の交付と妊婦健康診査受診券の発行を行った。交付時の面接で妊婦の生活状況等を把握をし、相談支援が必要なケースを抽出し支援を実施。産後に支援が必要な場合は、健康増進センター母子保健係の保健師へ引継ぎ、支援へと繋いだ。また、就業中の妊婦に対しては母性健康管理指導事項連絡カードの利用の案内を行った。	健康増進センター (子ども未来応援センター)	3
	25 重点	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への理解を深めるとともに、男女が家庭を共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳発行時に併せて配布します。	男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる!』を母子手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をし、啓発を行った。	人権・市民相談課	4
			【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー	産業振興課 (産業経済課)	3
	②雇用の場における男女共同参画の推進	26	育児・介護休業法の普及を図り、働く男女の育児・介護休暇取得率が向上するよう市民や事業主等に対して啓発し、制度の活用促進に努めます。	男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる!』を母子手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をし、啓発を行った。	人権・市民相談課 【再掲No.25】
関係課と連携し、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を行った。 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー				産業振興課 (産業経済課) 【再掲No.25】	3
27 新規		働く男女の有給休暇取得率が向上するよう市民や事業主等に対して啓発し、制度の活用促進に努めます。	男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる!』を母子手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をした。	人権・市民相談課 【再掲No.25】	4
			事業主に限定した啓発は実施していないが、市民向け啓発を進める中で事業主への啓発も併せて行った。(男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる!』や県のリーフレット等のラックへの設置、セミナーなどでチラシの配布により育児休業について啓発を行った。)	産業振興課 (産業経済課)	3

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
②雇用の場における男女共同参画の推進	28	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の就業能力の開発や向上のため、改正男女雇用機会均等法、家内労働法、パートタイム労働法等の普及を図ります。	市広報等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業振興課 (産業経済課)	5
	29	湯茶の提供や、簡易作業を女性だけに限定する等の男女の差別的慣行の是正と就労環境等の整備や改善について事業主等へ働きかけます。	事業主に限定した啓発は実施していないが、市民向け啓発を進める中で事業主への啓発も併せて行った。	産業振興課 (産業経済課)	4
③多様な形態で働く女性への支援	30 重点	女性の多様な働き方を支援するため、関係機関と協力して、職業能力開発及び女性起業家への支援に関する情報を積極的に収集・提供します。	女性の就業支援を目的とした市民向け講座のほか、埼玉県(女性キャリアセンター)との共催によるセミナーを開催。 テーマ: ストレスケア・コミュニケーションセミナー 講師: 玉木 勝 氏 (メンタルヘルスカウンセラー) 開催日: 令和2年12月17日(木) 会場: 富士見市立サンライトホール 第1・2会議室 参加者: 10名 独立開業や起業(創業)に興味のある方向けのセミナーを開催。 テーマ: 夢をカタチに!ゼロから学ぶ「社長」になるための5Daysセミナー 講師: 三上 康一 氏 (中小企業診断士) 開催日: 11月1日(日) 11月15日(日) 11月29日(日) 12月6日(日) 12月13日(日) 会場: 富士見市立サンライトホール 第1・2会議室 参加者: 述べ19名(女性は12名)	産業振興課 (産業経済課)	5
		農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話し合いを基本とする家族経営協定の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	認定農業者を目指す農業者へ説明し、締結の促進を図った。 追加変更1件あり。 締結件数(令和2年度末) 22件	産業振興課	3
		女性就業相談事業を充実させます。また、定期的に事業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。	毎週水・金曜日に内職相談のほか、事業所開拓も随時実施した。また、他自治体との情報共有に努めた。 平成25年より国と連携して設置したふるさとハローワークにて就労情報の発信と職業(就業)相談の充実を図った。	産業振興課 (産業経済課)	5
④労働相談体制の整備	33	労働相談窓口を整備・充実させるとともに、国や県・近隣市町村等、他機関と連携し、就労情報の収集と提供を図ります。	広報において国・県の情報を提供したほか、国(ハローワーク)、近隣自治体及び関係機関との共催により、各種就職面接会等を実施した。また、平成25年より国と連携して設置したふるさとハローワークにて就労情報の発信と職業(就業)相談の充実を図った。	産業振興課 (産業経済課)	5
⑤事業者としての市の取り組み	34	男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。	男女共同参画職員研修を実施した。 テーマ: 「女性活躍推進とライフ・ワーク・バランス」 講師: 杉浦 浩美氏 (埼玉学園大学大学院人間学部准教授) 日時: 11月13日(金) 受講人数: 34人 ※人権・市民相談課と共催	職員課	5
	35 新規	男女がともに自己のキャリア形成に関して意識を高く持てるよう、早期の段階から意識向上に努めます。	入職3か年人材育成計画の中で、入職3年目の職員にキャリアデザインシートの作成を組み入れている。また、主査級以下の人事異動希望調書において、キャリアデザインの記入欄を設けている。	職員課	5
	36	湯茶の提供や庶務作業等、女性に偏りがちな業務に関して各課に見直しを求めていく等、男女の差別的慣行の是正と就労環境等の改善に努めます。	各職場における意識改革により、慣行の是正と就労環境の改善は図られてきている。 セクハラに関する相談窓口を設置している。	職員課	5

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
⑤事業者としての市の取り組み	37	ポジティブ・アクション(積極的格差是正)の取り組みを推進し女性の登用を進めます。	管理職については、「No.16」のとおりであるが、主査級については、平成25年度の昇任試験方法の見直しにより、原則として有資格者全員を受験対象とした。その結果、主査級の女性職員の割合は57.9%（再任用を除く）となっている。	職員課	5
	38	「富士見市特定事業主行動計画」に基づいて意識啓発、環境整備等を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、それらに関する情報の提供や管理職等の意識向上に努めます。	制度の周知及び取得促進に努めた。 ・育児休業取得者 27人（延べ） うち男性7人 ・介護休暇取得者（短期） 4人 ・子どもの出生時における「父親」の ①妻が出産する場合の休暇取得率 80.8% ②育児参加休暇取得率 84.6% ③育児休業等の取得率 53.8%（対象者13人中7人取得）	職員課	4
	39 新規	男女がともに育児休業等取得しやすい環境を作るため、管理職等の意識向上に努めます。必要に応じて、仕事の分担の見直し等を適宜行います。	対象者やその所属長等に対して、育児休業等の制度の趣旨を説明し、管理職等の育児休業等の取得に関する意識の向上を図った。	職員課	4
	40	全職員に向け、ワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、就業環境の整備に関する情報提供を積極的にし、啓発を進めます。	職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から、リフレッシュデイの徹底や時間外勤務管理シートの活用による時間外勤務の縮減、また、年次有給休暇計画表の活用による計画的な休暇の取得などの取り組みを実施した。 職員1人当たりの年次休暇平均取得日数 （令和2年度）：13日1時間 （平成元年度）：11日3時間	職員課	4

施策の方向(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①保育施設等の整備・充実	41	子どもの安全に配慮した保育施設(心身障害児施設含む)の整備と保育内容の充実を図ります。	私立保育所の改築準備（令和4年4月利用開始：こぼと保育園） 保育所給食の放射線量検査を継続実施した。 災害時の保護者への情報提供手段として、災害保育きっぷメールの運用を継続実施した。	保育課	4
			<ul style="list-style-type: none"> 通園療育指導（通園児32人） 県委託事業「埼玉県障害児等療育支援事業」を活用しつつ、地域療育支援を実施（延べ利用人数986人） 障害児支援利用計画・モニタリング作成（通園児31人、保育所等訪問支援利用児4人、みずほ学園以外の障がい福祉サービス利用者32人） 	みずほ学園	4

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①保育施設等の整備・充実	42 重点 評価 指標	計画的に施設整備等を行い、保育所入所待機児ゼロを目指します。	私立保育所の改築準備（令和4年4月利用開始：こぼと保育園） 市内6か所の保育所（園）で一時的預かり事業を実施し、保育所に入所できない児童への保育サービスを実施した。	保育課	4
	43	核家族化が進む中、保護者の様々なニーズに対応するため、一時的預りの充実を図ります。	公立保育所3か所、私立保育所3か所で実施 年間利用者合計（一時的預り）延べ利用件数3,158件	保育課	3
	44 重点	計画的に施設整備等を行い、放課後児童クラブの待機児童ゼロを継続します。	令和3年4月開室に向け、針ヶ谷第2放課後児童クラブの建設工事を実施した。 諏訪第3放課後児童クラブの開設工事を実施し、令和3年1月に開室した。	保育課	5
②子育て支援事業の充実	45 評価 指標	ファミリーサポートセンター事業を展開し、地域で子育てを支え合う環境整備に引き続き取り組みます。	令和2年度の会員数1,400人（令和元年度：1,329人）、活動件数は3,176件（H30：4,957件）で、会員数が増加し、活発な活動を継続している。仕事と育児の両立と子育て支援の充実を図った。	保育課 （子ども未来応援センター）	4
	46	放課後児童クラブにおける学校の長期休業中の対応等、運営内容の充実を図ります。	引き続き、保育時間の延長（通常18:30まで→19:00まで）を実施し、保護者の就労と子育ての両立を推進した。	保育課	4
	47	児童の健全育成と子育て支援事業の地域拠点として、児童館の事業内容の充実を図ります。	◆実施予定だった児童館事業について、緊急事態宣言の期間は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。 ①関沢・諏訪・ふじみ野児童館のそれぞれの特色を生かして地域に密着した事業を行うとともに、子どもフェスティバル等3館で連携してブースを出すなどの取り組み。 ②関沢児童館、ふじみ野児童館での夜間開館。中高生の居場所づくり。 ③5月5日の「こどもの日開館」※令和2年度は緊急事態宣言中のため臨時閉館。平成30年度から児童館の自主事業として実施している。 ◆児童館のブログを活用し、開館情報や「家でできる工作」を紹介するなどの情報を発信した。	保育課	3
	48	子育てに関する情報提供や相談体制(常設)を充実させます。	市ホームページへ各支援センターで実施している広場の様子がわかる写真を掲載し、利用しやすいよう努めた。 4か月健診時にスマイル通信を配布して利用を促したり、毎月発行するふじみkids通信の配布とホームページでの情報提供に努め、市内のあそび場がわかるよう継続して実施した。 子育て支援センター及び各保育所（園）、電話と面接による相談事業を継続的に実施し、必要に応じて関係機関と連携を取り相談体制を充実させた。	保育課 子育て支援センター	4
	49	長期間欠席児童生徒のための適応指導教室「あすなろ」を中心に、児童生徒の自立と登校を支援します。	不登校の児童生徒の心身の健全な発達を支援するため、適応指導教室「あすなろ」を中心に、自立と登校の支援を行った。さらに、時間を計画的に使うことや学習習慣をつけることにも力を入れて指導している。令和2年度通室児童生徒数は18人であり、このうちの11名が学校と適応指導教室を併用して通い、3名が学校復帰することができた。	教育相談室	4
50	学習障害(LD)／注意欠損・多動性障害(ADHD)／高機能自閉症／知的障害等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談を充実させます。	学習障害(LD)／注意欠損・多動性障害(ADHD)／高機能自閉症等の発達障害についての相談に対し、教育相談室に専門員を配置して教育相談を充実させた。また、特別支援教育士、臨床心理士を年間36回本室に配置し、相談業務を実施した。さらに、週3日特別支援教育専門の専任教育相談員を配置し、切れ目なく相談対応を行えるよう努めた。その結果、専門性を生かした指導・助言ができた。 この他、特別支援教育推進プロジェクトチームや市内に5ヶ所ある通級指導教室並びに富士見特別支援学校と連携し、児童生徒の観察や教師による支援策の検討等、各学校の特別支援教育相談事例に対応した。	教育相談室	4	

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
②子育て支援事業の充実	51	子どもの養育上の悩みを持つ保護者に対して電話や面接での相談を行います。	専任教育相談員を中心に、電話相談、面接相談、訪問相談等により、いじめや不登校、非行、発達に関する事等、様々な子どもの養育上の悩みを持つ保護者等の相談に対応した。耳鼻咽喉科医師による言語相談（年12回）、言語聴覚士による言語訓練（年36回）、臨床心理士による心理治療相談（年12回）、臨床心理士及び特別支援教育士による特別支援教育相談（年36回）を実施した。土曜日（午前）の電話相談については継続して行い、相談機会の確保を図っている。スクールソーシャルワーカーが学校・家庭・関係機関をつなぐ役割を果たした。	教育相談室	4
	52	保護者の教育費に関する負担の軽減に努めるとともに、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学時支度金の支給を行います。	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っている。また、新入学児童生徒に対しても、就学援助費の一部事前支給を実施した。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済環境の悪化に係り、臨時給付金を支給した。	学校教育課	5
		保護者の負担の軽減を図るため、私立幼稚園等の設置者と保護者に対する補助や諸手当、医療費等の助成事業を推進します。	私立幼稚園等については、令和元年10月の幼保無償化後、月額25,700円までの保育料を無償化している。こども医療費の助成については中学校卒業までの入院・通院に係る医療費の自己負担分を引き続き助成した。	子育て支援課 保育課	4
		障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	育成医療：決定者数 10人 特別児童扶養手当：受給者数172人 育成医療は、健康増進センターの母子保健担当や子育て支援課のこども医療担当との連携を密にして、育成医療制度の利用を促進していく。 特別児童扶養手当は、障害者手帳を交付する際に案内を行うほかに、特別支援学校や障害児施設の保護者会等に市職員が出向き、福祉制度の案内をする際に手当の説明を実施している。又、広報ふじみやホームページに案内を掲載し広報を行っている。	障がい福祉課	4
	③地域の子育て環境の整備	53	関係機関や団体と連携し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に設置した「富士見市子育て支援ネットワーク」の充実と活動の活性化を図ります。	子育て支援センター担当会議を年5回開催し、市内保育所・保育園や各支援センターと連携し、子育て中の親や就学前の幼児が楽しめる事業を行った。	保育課 子ども未来応援センター
54		子育てボランティアの養成講座を開催し、市民参加とボランティアの育成、充実を進めます。	◆実施予定だった児童館事業について、緊急事態宣言の期間は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。 ①ボランティアによる「絵本の読み聞かせ」。お母さん同士の交流、親子のふれあい、市民参加とボランティアの活躍の場。 ②ボランティアが活躍できる事業（児童館まつりや夜間開館など）での地域との交流。	保育課	3
		母子保健推進員による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員の育成と充実を進めます。	母子保健推進員84人へ委嘱し、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を考慮しながら訪問活動についての研修や、支部会での情報共有等を行った。 ・支部会：7回 延べ81人参加 ・全体交流会：1回 31人参加	健康増進センター （子ども未来応援センター）	3
55	地域サポーターと連携し、公共施設を利用した子どもの居場所づくり事業を進めます。	市内5小学校区では地域子ども教室の開催を中止としたが、5小学校区で企画・開催（内1小学校区は雨天のため中止）し、子どもの居場所づくりを進めた。	生涯学習課	4	

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
③地域の子育て環境の整備	56	妊産婦や子ども、高齢者等の交通弱者の安全、安心に配慮した道路整備・住環境整備に計画的に取り組めます。	子どもから高齢者まで、あらゆる利用者に配慮した施設管理を図った。 町会や市民ボランティアによる花壇の管理	まちづくり推進課 (都市計画課)	4
			生活道路について、安全な歩行者空間確保のため、道路拡幅計画の実施中(大字勝瀬 約50m)	道路治水課	4
		関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。	勝瀬小学校大規模改修工事(第2期工事)において、バリアフリー対応の多目的トイレを整備した。 子どもから高齢者など、あらゆる利用者に配慮した公共施設整備として施設のバリアフリー化を図った。	管財課 (公共施設マネジメント課)	4

施策の方向(3)安心して働くことができる環境整備

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①自立を支える福祉の充実	57	介護保険サービス事業所の整備、充実を図ります。	令和2年度末で地域密着型通所介護事業所1ヶ所が廃止となったものの、介護付き有料老人ホーム1棟が令和3年4月から開所した。計画的に介護サービス事業所が整備されており、利用者の選択の幅が広がった。	高齢者福祉課	4
	58	高齢者が住み慣れた地域での生活が続けていけるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの適切な利用をすすめるともに、地域包括ケアシステムの構築に努めます。	高齢者あんしん相談センターなど関係機関と連携し、介護保険サービスや在宅高齢者支援事業など、必要なサービスの周知と利用の促進を図った。また、生活支援サービス事業についても、支援が必要な方に対し、訪問型サービスや通所型サービスなどの必要なサービスを提供した。	高齢者福祉課	4
	59 重点	高齢者・障がい者・子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	各保育所において、園庭開放を実施した際に保護者からの相談を受けることがあった。また、子育て支援ニュースにて子育てヒントを掲載したり、電話相談（10:00～15:00）も行っていることを周知した。	保育課	5
			生活保護の実施については、面接相談員2人、就労支援相談員2人という配置で、相談体制を継続し、内容の強化に努めた。 また、生活困窮者自立支援制度のうち、自立相談支援事業については、昨年度と同様、就労や生活費に関する相談等で利用していただき、学習支援事業については、生活保護家庭及び困窮家庭の中高生を対象とした学習環境に課題のある子ども達の支援を継続した。加えて、小学生中学年以上の支援も県のモデル事業として行った。	福祉課 (福祉政策課)	4
			[富士見市障がい者基幹相談支援センター]を委託運営し、相談支援事業を実施し、障がい者の日常生活の相談やサービス利用調整、権利擁護、障がい者虐待等に関する相談事業を実施した。 障害者就労支援センターを基幹相談支援センター内に移管した。	障がい福祉課	4
			介護に対する不安の軽減が図れるよう、ケアの方法など介護に関する内容の介護者教室や認知症カフェを、回数は少なかつたものの高齢者あんしん相談センターが実施するとともに、認知症ケアの具体的な方法について相談できる「認知症ケア相談室」を設置した。また、様々な相談に対して、高齢者あんしん相談センターと連携し対応や支援を行った。	高齢者福祉課	4
	60	ひとり親家庭への就労支援等の自立支援等、生活に関する支援を充実させます。	令和2年度は高等職業訓練促進給付金を活用し、修業支援を継続した。高等職業訓練促進給付金を9人に対し給付し、7人が修業期間を終了したため、入学支援修了一時金を給付した。自立支援教育訓練給付金を3人に対し給付した。	子育て支援課	4
	61	自立支援介護給付事業、地域生活支援事業、生活サポート事業、手話通訳者派遣事業等、障がい者の社会参加と自立への支援を充実させます。	富士見市障がい者基幹相談支援センターとの相談支援事業の推進を始めとして、各事業の充実を図った。 また、コロナ禍でもリモート研修等を活用したあいサポート運動を展開し、あいサポーターが349人増え、7,111人となり、障がいへの理解促進を図った。点字プリンターやタブレットで行える遠隔手話通訳事業により障がい者の情報保障に努め、障がい者が安心して暮らせる環境の整備を図った。	障がい福祉課	4

【主要課題5】男女が互いの性と性を理解、尊重し、
生涯にわたり健康な生活を営むことができる権利の保障

施策の方向(1)男女が互いの性を理解、尊重するための啓発

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①性と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	62	男女平等の意識に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にしたいという、 「体育(保健体育)」、「家庭(技術・家庭)」、「道徳」及び「総合的な学習の時間」、「特別活動」などを通じて指導します。	市内全校において「いのちの授業」を実施し、命の大切さ、男女の協力について学ぶ学習に取り組んでいる。また「性教育」は体育(保健体育)等の授業で学ぶだけではなく、全教育活動において、男女のよさを認め、協力し、学び合う活動を通して、互いの人権を大切にしたい児童生徒の育成に努めている。	学校教育課	4
	63	小・中学校の各学級において、関係機関で作成される、性とジェンダーに関する資料の活用を図るとともに、多様な性(セクシュアル・マイノリティ)への理解のための情報提供を行います。	児童と保護者が一緒に出来る「家族でやってみよう！ジェンダーチェック」を富士見市内全小学4年生に配布した。また、多様な性についての情報提供として、市広報の「男女共同参画ひろば いっぱいっほ」2月号にて記事掲載を行った。	人権・市民相談課	4
			関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、人権感覚育成に努めている。	学校教育課	4
	64	児童生徒及び市民の健全な心身の発達のため、薬物の害及びエイズや性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組めます。	青少年を有害な薬物から守るため、富士見市青少年育成市民会議が主催となって薬物乱用防止キャンペーンを行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止とした。	子育て支援課(生涯学習課)	3
			体育(保健体育)において児童生徒の発達段階に応じて指導するとともに、各学校において薬物乱用防止教室を実施している。	学校教育課	4
65	健康にかかわる被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全のために、ダイオキシン類発生の防止と啓発に努めます。	ダイオキシン類濃度に関して、市域全体の状況を把握するため、夏季と冬季に、つるせ台小学校・水谷小学校・東中学校の3地点(市役所は埼玉県が調査)において調査し、大気環境を監視した。 野外焼却に関して、広報やホームページで周知・啓発するとともに、パトロール等により、法令等により禁止されている行為が確認された場合には中止を要請した。	環境課	4	
①性と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	66	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念の浸透を図ります。	市ホームページによる情報提供や、市広報「男女共同参画ひろば いっぱいっほ」9月号にて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」についての記事掲載を行った。内容は「産む選択・産まない選択」「思いがけない妊娠にとまどいたら」「性感染症とリスク」など、自分も相手も大切にすることを呼びかけた。	人権・市民相談課	4
		両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画の子育てを推進します。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面での両親学級の開催は中止とした。一方で市のホームページに教室の内容の一部を動画にて掲載し、互いの性の特徴について考えるきっかけや、二人で育児に臨むための動機付けをした。	健康増進センター(子ども未来応援センター)	3
	67	青少年の健全育成を推進するため、埼玉県青少年健全育成条例やいじめ防止対策推進法の周知を図ります。	サポーター制度の登録者向けにサポーター通信を発行し、市内の取り組み等について周知した。(登録は令和2年度末は203件。新規登録は事業所2件だったが、事業所3件が閉店したため、総数は1件減少。)また昨年に続き、学校やいじめ防止サポーターが啓発用に配布できるよう、いじめに関する相談先等を案内する内容のポケットティッシュを作成・配布した。	子育て支援課	4
	68	性犯罪を未然に防ぐ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	富士見市青少年育成市民会議が主催となって、「子ども110番(三角旗)」の点検、補充を行った。	子育て支援課(生涯学習課)	4

施策の方向(2)男女の生涯にわたる健康づくり

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①からだとこころに関する相談等の充実	69	年代に応じた健康に関する相談窓口の充実を図ります。	年代に応じた健康相談を実施した。 乳児母乳相談121人 乳幼児電話相談1,139人 成人健康相談53人 高齢者健康相談96人 ※新型コロナウイルス感染拡大のため、一部事業を中止した。	健康増進センター (子ども未来応援センター)	4
	70	専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性としての様々な悩み事に対応します。	心理カウンセラーによる女性相談を実施した。 毎月第1・第3火曜日 13:00~17:00実施(1人50分) 令和2年度相談件数72件	人権・市民相談課	4
②妊娠・出産・育児に関する健康支援	71	妊産婦の健康づくりに対する取り組みを充実させます。	妊娠届出時の面接での情報や、妊婦健康診査医療機関と連携し、必要に応じて相談や支援を行った。また、産婦健康診査実施医療機関からの情報提供を受け、産後ケア等の必要な支援へ繋げた。	健康増進センター (子ども未来応援センター)	3
③生涯を通じた健康づくりの推進	72	妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	国及び県が望ましいとする基準の妊婦健康診査の内容について、その費用の一部を助成した。	健康増進センター (子ども未来応援センター)	4
	73	妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制を充実させます。	子ども未来応援センターの妊娠届出時面接で得た情報を引き継いだり、妊婦健康診査医療機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら必要に応じた相談や支援を行った。また産婦健康診査実施医療機関からの情報提供を受け、精神的・経済的不安に対し相談・支援を行った。	健康増進センター (子ども未来応援センター)	3
	74	緊急時において市民の健康が守られるよう、休日・夜間診療所及び小児時間外救急診療所の整備等、地域医療体制の充実を図ります。	休日・夜間・小児時間外診療、在宅当番医制に対し、継続的に支援を実施した。休日・夜間受診者数：1,191人、小児時間外救急診療受診者数：190人 ※小児時間外救急診療所は8月から、休日夜間診療所は令和3年2月から休診	健康増進センター	3
③生涯を通じた健康づくりの推進	75	一人ひとりがライフステージに応じて主体的・継続的に健康維持ができるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護予防に関する学習機会を提供します。	食や健康づくりに関する教室や各々の健康状態に合わせた教室や相談を実施した。 集団健康教育 29回758人 成人健康相談 53回53人 介護予防関係 教室・講座参加者 77回891人 健康長寿サポーター養成講座 1回8人 食育推進のための料理教室・講演会 6回63人 ※新型コロナウイルス感染拡大のため、一部事業を縮小・中止した。	健康増進センター	4
	76	がんの早期発見・早期治療のために、制度の普及と各種検診及び予防接種等の充実と受診率の向上に取り組めます。	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、がん検診の実施期間を1か月短くして実施した。 ＜子宮がん受診率＞H30年度8.7%→R元年度 8.2%内、クーポン対象：20歳のみ(クーポンの受診71人→82人)＜乳がん受診率＞H30年度10.7%→R元年度8.4%内、クーポン対象：40歳のみ(クーポンの受診184人→166人)※令和2年度数値未確定	健康増進センター	3
	77	男女の心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等の開催を推進します。	〈スポーツ指導者養成講座〉 TOPサポーターとスポーツ推進委員との共催事業として障がい者スポーツ体験教室&「東京五輪音頭-2020-教室」を開催。 「東京五輪音頭-2020-教室」 講師：白木 あゆみ 氏 「車いすハンドボール体験」 講師：上原 大裕 氏 「ポッチャ体験」 講師：工藤 陽介 氏 「車いすバスケットボール体験」 講師：埼玉ライオンズ(車いすバスケットボールチーム)の皆さん	生涯学習課 (文化・スポーツ振興課)	4

＜配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画＞

【主要課題6】女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向(1)性の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①女性に対する暴力防止のための意識啓発と環境整備	78	女性へのあらゆる暴力(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV、リベンジポルノ等)の根絶をめざし講演会・広報誌・ホームページ等を活用し、啓発活動を進めます。	NPO法人によるDV相談を実施した。 毎月第1～4月曜日 9:00～12:00 市役所2階 第3相談室 令和2年度相談件数 49件	人権・市民相談課	4
			令和2年度は実施なし	生涯学習課	3
			各種資料を活用し啓発をしたが、予定していた中学校での「デートDV講座」は実施することができなかった。	学校教育課	4
	79	女性の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署等と連携し、リーフレットの配布・講習会等の開催を通し啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロール等への支援等、犯罪を未然に防ぐための取組みを推進します。	自主防犯活動団体による地域パトロール活動や青色防犯パトロールカーを活用した市内パトロールを定期的、継続的に実施し、犯罪抑止に貢献している。「青色防犯パトロール講習会」「富士見市自主防犯活動リーダー講習会」を東入間警察署と連携して開催し、警察や学識経験者の講演等を実施して、最新の防犯知識の取得を図っている。	安心安全課 (協働推進課)	4
	80	夜間における犯罪の発生を防止するため、地域の実情に応じた防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	令和2年度における防犯灯の新規設置数 電柱共架：69基 単独柱：2基 青色LED：10基	道路治水課	4
	②ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	81	ドメスティック・バイオレンスに関する法制度や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報の周知を徹底します。	NPO法人によるDV相談窓口設置の他、広報にて無料相談の周知を図っているとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問い合わせに応じて各種相談窓口を案内している。 「女性に対する暴力をなくす運動」週間(11月12日～25日)の際には広報や都市宣言塔での啓発を行った。	人権・市民相談課
82 重点		ドメスティック・バイオレンスの被害者の安全の確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内で連携を図り支援体制の強化を進めます。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待・高齢者虐待に対する支援体制及び各課での連携を図ります。	関係機関との連携を密接にとりつつ、選挙人名簿の閲覧におけるDV被害者の保護に引き続き取り組んだ。	総務課	5
			関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。担当課間における情報連携基盤の運用管理を行った。	情報システム課 (ICT推進課)	4
			被害者の個人情報は担当者だけではなく、市民課全体で共通認識を持ち管理・運用をしている。また、新規申出者については申出書受領後、「住基支援対象者リスト最新情報」にて関係部署へ迅速に情報提供を行い、決定後、関係部署にメールによる「情報提供リスト」にて改めて情報提供を行うことで、連携を密にし漏れがないよう適切な対応を実施。	市民課	4
			関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。被害者の個人情報についても、担当者間の共通認識のもと運用管理をしている。平成25年度から、独自業務マニュアルに基づき職員に周知徹底を図っている。	保険年金課	4

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
②ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	82 重点	ドメスティック・バイオレンスの被害者の安全の確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内で連携を図り支援体制の強化を進めます。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待・高齢者虐待に対する支援体制及び各課での連携を図ります。	引き続き関係機関との連携を図りつつ、部内及び課内において情報を共有し、支援対象者の個人情報の保護について厳格に対応した。	税務課	4
			関係機関と密接な情報連携を図りつつ、課内において、被害者の個人情報を特に厳重管理するとともに、あらゆる事務処理、関係業務において常に情報管理を徹底し業務を遂行した。	収税課	4
			配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議の中で、DVIに対する認識及び情報の共有を図った。	人権・市民相談課	4
			ドメスティック・バイオレンスの被害者への対応として、所管する「児童扶養手当」「児童手当」等について相談を受けるとともに、関係課や県、他自治体と連携し、必要な手続きなど迅速な対応を行った。	子育て支援課	4
			ドメスティック・バイオレンス被害者からの申請により、住民票がないまま保育所への入所を許可するなどの対応をしている。 また、児童虐待に関しては、保育者が保護者・子どもと接することから発見しやすく、ケースによっては特別に多く声をかけ、関係機関とも連携し、注視してきた。	保育課	5

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
②ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	82 重点	ドメスティック・バイオレンスの被害者の安全の確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内で連携を図り支援体制の強化を進めます。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待・高齢者虐待に対する支援体制及び各課での連携を図ります。	生活保護受給者及び生活困窮者のDVについては、関係機関との連携及び課内の情報共有を図りながら、適切な対応に努めた。被害者の個人情報保護については、生活保護システムに要注意情報として登録し、情報共有を図っている。	福祉課 (福祉政策課)	4
			富士見市児童虐待対応マニュアルを活用して、虐待やその疑いのある情報が障がい福祉課に集約され、そこから関係機関に情報提供を行い情報の共有が確立している。又、リスクの見落としや支援の放置を防ぐため実務者会議を実施した。	障がい福祉課	4
			高齢者虐待等の通報があった際には、高齢者あんしん相談センターと連携して実態把握を行い、その後必要に応じてコアメンバー会議やケース検討会議を開催して関係者との情報共有及び対応の協議を行い、被害者及び家族等への対応と支援を行った。	高齢者福祉課	4
			関係機関と情報共有、連携を密にしなが、各種健(検)診、予防接種、相談等を実施した。	健康増進センター	4
			被害者から相談や問い合わせがあった場合は、市営及び県営住宅制度の紹介や埼玉県住まい安心支援ネットワーク登録の「あんしん賃貸住まいサポート店」について紹介を行い、関係課との連携や課内の情報共有を行っている。令和2年度は支援実績なし。	建築指導課	3
			関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加しDVに対する認識及び情報の共有を図るとともに、委託業者にも個人情報の取扱いに細心の注意を払うように周知した。	水道課	4
	関係機関と連携し情報共有を図り、学校と情報交換を行った。各学校で実施する「ケース会議」に参加し、学校の対応について支援した。	学校教育課	4		
83	女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた対処に努めます。	女性相談において心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談ではNPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等。また、緊急の場合には被害者の状況により関係部署と連携を図りながら支援した。令和2年11月より配偶者暴力相談支援センターを設置。	人権・市民相談課	5	

【主要課題7】市民との協働による共同参画の推進

施策の方向(1)市民や様々な団体等との連携

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①地域での男女共同参画の推進	84	女性の自主防災・防犯活動への参画を支援します。男女それぞれの視点が防災・防犯活動等に盛り込まれるよう推進体制の整備に努めます。	富士見市防災ガイドブック、避難所運営マニュアルにおいて女性の視点を盛り込んだ災害対応を行うよう定め、男女共同の災害対応を推進している。女性を含めた自主防犯活動団体による地域パトロール活動や青色防犯パトロールカーを活用した市内パトロールを定期的、継続的に実施し、犯罪抑止に貢献している。	安心安全課 (危機管理課 協働推進課)	4
	85 新規	防災・防犯に関する審議会等に女性委員を配置し、女性の比率の向上を図ります。	富士見市防災会議において女性委員を配置し、防災における女性の視点を取り入れるよう努めている。 富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会において、女性委員を配置している。	安心安全課 (危機管理課 協働推進課)	4

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①地域での男女共同参画の推進	86 新規	男女や高齢者、障がい者、セクシュアル・マイノリティ等、あらゆる市民に十分配慮した避難所の運営及び備蓄品等の充実に努めます。	避難所運営マニュアルにおいて、男女や高齢者、障がい者、セクシュアル・マイノリティ等の方々に配慮した避難所運営を行うよう推進している。	安心安全課 (危機管理課 協働推進課)	3
	87	女性の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署等と連携し、リーフレットの配布・講習会等の開催を通じ啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロール等への支援等、犯罪を未然に防ぐための取組みを推進します。	自主防犯活動団体による地域パトロール活動や青色防犯パトロールカーを活用した市内パトロールを定期的、継続的に実施し、犯罪抑止に貢献している。 「青色防犯パトロール講習会」「富士見市自主防犯活動リーダー講習会」を東入間警察署と連携して開催し、警察や学識経験者の講演等を実施して、最新の防犯知識の取得を図っている。	安心安全課 (危機管理課 協働推進課) 【再掲No. 79】	4
	88	より豊かなまちづくりを目指して、地域の環境に関する課題に対し、男女共同による参画を推進・支援します。	環境施策推進市民会議は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担の下、連携・協力しながら、地域の環境課題・環境問題の改善に向け、男女を問わず、自由に意見を求め、啓発活動や学習会などを実施する団体であるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人が集まる活動を自粛した。	環境課	4
②NPO活動・ボランティア活動の推進	89	より豊かなまちづくりを目指して、NPO等のネットワークづくりと市民の自治意識を向上させ、多様な地域活動への男女共同参画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市内NPO交流会の企画 (市内NPO法人や市民活動団体を対象とした交流の場) ※新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため中止。 市民活動保険(市民活動団体が行う公益的活動中の傷害等を補償)の継続 市民活動団体等へのAEDの貸出 	協働推進課	3

施策の方向(2)推進基盤の整備

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和2年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
①市民との推進体制の充実	90	「富士見市男女共同参画プラン」を策定し、計画を推進します。	平成27年度策定した「富士見市男女共同参画プラン（第3次）中間見直し版」にて各基本項目を推進している。	人権・市民相談課	5
	91	男女共同参画宣言都市を目指し、広く男女共同参画の意識が浸透するよう、セミナーや研修等を開催し、その啓発に努めます。	【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】講演会、セミナー等のイベント	人権・市民相談課 【再掲No.2】	3
	92	市の施設を活用し、男女共同参画を推進する活動拠点を整備します。	人権・市民相談課及び子育て支援センター(西交流センター内)の男女共同参画コーナーにて情報提供を行った。	人権・市民相談課	2
	93	性犯罪を未然に防ぐ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	富士見市青少年育成市民会議が主催となって、「子ども110番（三角旗）」の点検、補充を行った。	子育て支援課（生涯学習課）【再掲No.68】	4
②推進体制の充実	94	市職員の男女共同参画の意識を深めるため、富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議の充実を図ります。	富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議を開催（新型コロナウイルス感染対策のため書面での会議開催）し、プラン（第3次中間見直し版）に基づく各課取り組み進捗状況について協議した。	人権・市民相談課	4
	95	広い視野をもって地域の男女共同参画を推進するため、公募市民や関係団体等で構成された富士見市男女共同参画社会確立協議会の運営を充実させます。	富士見市男女共同参画社会確立協議会を開催し、富士見市男女共同参画プラン（第3次中間見直し版）に基づく各課取り組み進捗状況について協議した。また、令和3年度スタートのプラン（第4次）策定に向けての協議を行なった。	人権・市民相談課	5
	96	毎年関係各課に進捗状況調査を実施し、富士見市男女共同参画社会確立協議会及び富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議において進捗状況の検証を行い、その内容を公表します。	関係各課に進捗状況調査を実施し、富士見市男女共同参画社会確立協議会及び富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議において進捗状況の検証を行った。また、その内容を市ホームページに掲載したほか、市政情報コーナーや市内公共施設に冊子を配布し、広く公表した。	人権・市民相談課	5
	97	国や県、近隣市町村等の関係機関からの情報収集に努め、相互に協力し、連携を強化します。	情報紙や啓発冊子の相互提供、事業等の情報交換を行った。また、県主催の担当者職員研修等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため交流の場は設けられなかったが、適宜近隣市町村の担当者や施策等の情報交換を行った。また、DV被害者についても避難先等の連携を図った。	人権・市民相談課	4
	98	専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性としての様々な悩み事に対応します。	心理カウンセラーによる女性相談を実施した。 毎月第1・第3火曜日 13:00～17:00実施（1人50分） 令和2年度相談件数 72件	人権・市民相談課【再掲No.70】	4

(2) 評価指標進捗状況

関連No.	基本的施策の内容	担当課	指標	最新数値 (R2年度)	目標値 (R2年度)
2	男女共同参画推進のための意識の啓発	人権・市民相談課	講演会・セミナー等参加者数累計	-	250名
6	男女共同参画の意識に関する調査・研究	政策企画課	市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7% (H30年度調査)	増加
		人権・市民相談課			
		政策企画課	市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7% (H30年度調査)	増加
		人権・市民相談課			
12	人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透	人権・市民相談課	メディア・リテラシーに関する啓発	1回	1回以上
14	女性の参画を促進する基盤づくり	生涯学習課	人材バンクにおける女性登録者の割合	49.5% (90件/182件)	50% 維持
15	市政への男女共同参画推進	協働推進課	各種審議会等における女性委員の割合	31.6% (178名/563名) R2.10.1現在	40%
			女性委員が含まれる審議会の割合	95.7% (44/46審議会)	100%
16	市政への男女共同参画推進	職員課	市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	20.0%	20%
39	事業者としての市役所の取り組み	職員課	男性職員の育児休業取得率	53.8%	10%
42	保育施設等の整備・充実	保育課	通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所 (2,218人)	25か所 (1,955人)
45	子育て支援事業の充実	保育課	ファミリーサポートセンターの会員合計数	1,400人	1,100人
76	生涯を通じた健康づくりの推進	健康増進センター	乳がん・子宮がん検診受診率	8.4%	25% (乳がん)
				8.2%	25% (子宮がん)
78	女性に対する暴力防止のための意識啓発と環境整備	人権・市民相談課	女性に対する暴力防止に関する啓発	1回	1回以上
		生涯学習課		0回	
		学校教育課		1回	
89	NPOの活動・ボランティア活動の推進	協働推進課	町会長における女性の割合	1.82% (1名/55名)	5.00% (3名/55名)

※網かけの数値は目標値を達成した項目

※関連No.2 は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止

(3) 審議会等女性の参画推進、参画枠の拡大／公募制の充実

令和2年10月1日現在

	審議会等の名称	現在の委員数	うち女性委員数	女性委員の割合
1	富士見市情報公開・個人情報保護審議会	8	5	62.5%
2	富士見市情報公開・個人情報保護審査会	3	1	33.3%
3	富士見市行政不服審査会	3	1	33.3%
4	富士見市公務災害補償等認定委員会	5	1	20.0%
5	富士見市の公の施設の指定管理候補者審査委員会 (市立放課後児童クラブ)	9	4	44.4%
6	富士見市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	12	2	16.7%
7	富士見市入札監視委員会	3	0	0.0%
8	富士見市市民参加及び協働推進委員会	10	4	40.0%
9	富士見市文化芸術振興委員会	14	7	50.0%
10	富士見市国民保護協議会	26	2	7.7%
11	富士見市防災会議	30	4	13.3%
12	富士見市環境審議会	15	1	6.7%
13	富士見市国民健康保険運営協議会	17	3	17.6%
14	富士見市男女共同参画社会確立協議会	12	9	75.0%
15	富士見市こども家庭福祉審議会	16	10	62.5%
16	富士見市いじめ調査委員会	5	2	40.0%
17	富士見市いじめ問題対策連絡協議会	15	6	40.0%
18	富士見市民生委員推薦会	12	4	33.3%
19	富士見市介護給付費用の支給に関する審査会	5	1	20.0%
20	富士見市障害者施策推進協議会	18	8	44.4%
21	富士見市介護保険事業推進委員会	12	5	41.7%
22	富士見市介護認定審査会	25	6	24.0%
23	富士見市老人ホーム入所判定委員会	9	5	55.6%
24	富士見市健康づくり審議会	19	8	42.1%
25	富士見市都市計画審議会	14	2	14.3%
26	富士見市都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理審議会	10	0	0.0%
27	富士見市都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理審議会	9	2	22.2%
28	富士見市農業振興地域整備促進協議会	19	1	5.3%
29	富士見市地域公共交通会議	20	3	15.0%
30	富士見市空家等対策協議会	11	3	27.3%

	審議会等の名称	現在の 委員数	うち女性 委員数	女性委員 の割合
31	富士見市社会教育委員会議	10	6	60.0%
32	富士見市文化財審議会	7	2	28.6%
33	富士見市スポーツ推進審議会	10	3	30.0%
34	富士見市就学支援委員会	13	7	53.8%
35	富士見市いじめのない学校づくり委員会	5	2	40.0%
36	富士見市公民館運営審議会	16	7	43.8%
37	富士見市立図書館協議会	10	6	60.0%
38	富士見市学校給食センター運営委員会	22	11	50.0%
39	青年の家跡地等整備推進会議	11	1	9.1%
40	富士見市安心安全なまちづくり防犯推進市民懇談会	8	3	37.5%
41	富士見市生涯学習推進市民懇談会	12	5	41.7%
42	富士見市都市計画基本方針策定委員会	10	3	30.0%
43	富士見市の公の施設の指定管理候補者審査委員会 (市民文化会館キラリふじみ)	9	3	33.3%
44	富士見市の公の施設の指定管理候補者審査委員会 (市立針ヶ谷コミュニティセンター)	9	1	11.1%
45	地域福祉計画審議会	14	6	42.9%
46	富士見市総合計画審議会	11	2	18.2%
各委員数の合計と割合の平均		563	178	31.6%

3 令和2年度男女共同参画に関する事業

(1) 主な事業

●市民向け男女共同参画啓発講演会・セミナーの開催

事業	期日	会場	参加者数 (募集定員)	備考
男女共同参画講演会	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催なし			
男女共同参画セミナー	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催なし			

※例年、市民ボランティアによる「富士見市男女共同参画推進会議」とともに企画・運営

●市職員向け男女共同参画啓発研修の開催

(人権市民相談課・職員課 共催)

事業	期日	場所	参加者数	備考
男女共同参画職員研修	11月13日(金)	市民総合体育館 多目的室	35名	講師 杉浦 浩美氏 (埼玉学園大学准教授) 女性が「本当に」活躍できる職場とは？～ケアの権利と「ライフワークバランス」～

●啓発冊子の配布

冊子名称	対象者・配布時期	配布部数
「やってみよう！ジェンダーチェック」	小学4年生 (夏休み前に学校を通じて配布)	1,122部
「富士見市でパパになる」	これから子を持つ父親 (母子手帳交付時に配布)	884部

●婦人会活動費補助金交付

団 体 名	交付金額
水谷婦人会	64,800円

●広報富士見、男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」の掲載

発行月	テーマ
6月号	「メディアにおける女性の人権の尊重」
9月号	「性と生殖に関する健康と権利～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」
11月号	「リベンジポルノ」
3月号	「からだの性・こころの性・好きになる性」

●男女共同参画推進条例の制定（平成 20 年度）

条 例 名	施 行 日
富士見市男女共同参画推進条例	平成20年7月1日

●富士見市男女共同参画に関する市民意識調査の実施

対 象 者	調査期間	回収数・回収率
市内在住の満18歳以上の男女2,000人	令和元年7月18日(木) ～8月2日(金)	904件 45.2%

(2) 推進体制

●男女共同参画社会確立協議会

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画の策定及び見直しと、それに基づく事業の実施に関する事項の調査、検討するため、平成20年度に設置。富士見市男女共同参画社会確立協議会条例の制定（平成25年度）

条 例 名	施 行 日
富士見市男女共同参画社会確立協議会条例	平成25年7月25日

【組織】公募の市民、団体の代表者、校長、行政機関の職員を構成員とし最大12名の委員構成。他に専門機関の職員1名に出席を依頼。

	開 催 日	内 容
第1回	令和2年7月2日	令和元年度年次報告書について プラン（第4次）の体系について
第2回	令和2年7月28日	プラン（第4次）の基本目標、主要課題、施策の方向について
第3回	令和2年8月27日	プラン（第5次）の基本目標、主要課題、施策の方向について
第4回	令和2年10月27日	委嘱状交付 プラン（第4次）の具体的な取り組みについて
第5回	令和2年12月17日	パブリックコメントの実施について 他
第6回	令和3年2月26日	パブリックコメントの対応について、プラン（第4次）の確認、プラン（第4次）の提言書について

●配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議

配偶者暴力被害者に対する支援を円滑に進めるため、平成17年度に設置

	開 催 日	内 容
第1回	令和2年4月27日	支援の現状、情報漏洩防止、情報共有について
第2回	令和2年11月6日	支援報告について、情報共有について
第3回	令和3年1月29日	（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

【組織】DV関係所属課長級職員をメンバーとする。合計15人

●男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議とは、男女共同参画社会の実現を目指し、市と協働して活動するために組織された市民ボランティアです。男女共同参画講演会やセミナーの企画、当日の運営をしています。

令和2年度の活動

開催日	内容
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし)	

(3) 運動期間の活動

●男女共同参画週間

期間	取り組み
令和2年6月11日～30日	中央図書館に関連図書の見出し・貸出

※パネル展示は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

●女性に対する暴力をなくす運動

期間	取り組み
令和2年11月12日～25日	・市役所前都市宣言塔をパープル色にライトアップ ・中央図書館に関連図書の見出し・貸出



1 男女共同参画関連条例

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日

条例第17号

改正 平成25年6月27日条例第22号

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
- (3) 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
- (5) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるように努めなければならない。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置をとる。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(推進施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。

(1) 市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供等に努める。

(2) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。

(3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正が図られるよう努める。

(4) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育て、家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努める。

(5) 性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める。

(6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。

(7) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平25条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例22・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画」は、新たに行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則 (平成25年6月27日条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成25年6月27日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例（平成20年条例第17号）第13条第2項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関係する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

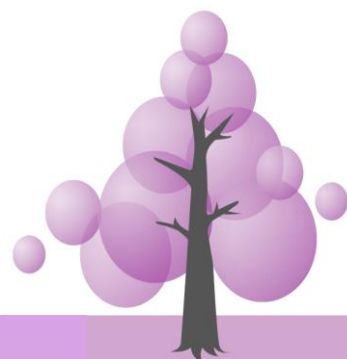
第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

いっぽいっぽ



令和2年度中、「広報富士見」に掲載した男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」をまとめました。

内容／男女共同参画キーワード

- 6月号 ・メディアにおける女性の人権の尊重
～性の商品化ってなに？～
- 9月号 ・「性と生殖に関する健康と権利」ってなに？
～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～
- 11月号 ・リベンジポルノ
- 3月号 ・からだの性、こころの性、好きになる性ってなに？
～多様な性を知っていますか～





市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

問 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

メディアにおける女性の人権の尊重 ～性的商品化ってなに?～

まちに溢れるポスターやコマーシャル。その中には女性を飾り物や性的対象物として扱っているものがないでしょうか。

伝えたい内容と関係がないのに、人目をひくために女性を使用したり、女性の性的あるいは外見的な側面を強調して表現することは、女性の尊厳を傷つけ、性を商品化することにつながります。伝えたい内容にふさわしい表現をすることが求められます。

伝えたい内容が一目でわかる表現にしましょう

〇〇プール



〇〇プール



「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」

県では、表現ガイドを作成し、公的機関や民間のメディアなどに、情報を発信する際の適切な表現方法を広く周知しています(以下ガイドブック抜粋)。



考えてみよう その表現

～6つのパターン～

- ①男女のいずれかを排除したりいずれかに偏ったりしていませんか
- ②必要以上に女性と男性を区別していませんか
- ③男女間が優劣・上下の関係になっていませんか
- ④性別によって役割を固定していませんか
- ⑤女性を飾り物・性的対象物として扱っていませんか
- ⑥言葉の使い方は男女を公正に扱うものになっていませんか

※詳しくは県ホームページをご覧ください。



富士見市での取組み

市には、男女がともに人権を尊重しあい、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、魅力あるまちを築いていくための男女共同推進条例があります。

市の事業は、すべてこの条例に基づいて行われており、広報『富士見』や市ホームページ、パンフレットなどで情報を発信する際は、男女の表現に偏りがないように、各担当課が適切な表現に努めています。

市民の皆さんへ

多くの人に注目してもらうためには、感性に訴える表現は必要です。しかし、見る人が不快に感じるような表現にしないためには、人権への理解を深め、男女共同参画の視点に立った表現をすることが一層重要となっています。

この機会に、身の回りのメディアの表現に注目し、男女の表現に偏りがないか、誰かが嫌な思いをしたり傷ついたりしていないかを意識してみましょう。一人ひとりが気づき考えを深めることが大切です。

メンバー募集!

～講演会・セミナーを企画してみませんか～

市のボランティアとして、ともに学び、講演会・セミナーなどのイベントを一緒に企画・運営する、男女共同参画推進会議のメンバーを募集しています。

特別な資格、経験などは不要で、育児中や仕事をお持ちのメンバーも活躍中です。気軽にお問い合わせください。

対象 原則市内在住、在勤の方

※詳しくは、市ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

問 人権・市民相談課 ☎ 271



男女共同参画ひろば いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。



☎ 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

「性と生殖に関する健康と権利」ってなに？

～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～

生涯にわたって身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどを選択し、自ら決定する権利のことをいいます。1994年にエジプトで開かれた国際人口開発会議にて提唱されました。

この権利の獲得は、子どもを安心して産める社会・産みたい社会を作るためのものであり、当事者である女性自らが自己決定する権利を中心課題としています。

～4つの基本的な概念～

- ①女性自らが妊孕性(妊娠する能力)を調節できること
- ②すべての女性において安全な妊娠と出産が享受できること
- ③すべての新生児が健全な小児期を享受できること
- ④性感染症の恐れなしに性的関係が持てること

産む選択と産まない選択

「子どもを産むか、産まないか。産む場合は、いつ、何人産むか」「今は仕事を優先させたい」「早く子どもが欲しい」など、妊娠・出産にはさまざまな考えがあります。大切なのは、お互いの考えを尊重して話し合い、2人にとって最良の選択をすることです。

子どもを望んではいけるけれど…

子どもが欲しいと望んでも、なかなか赤ちゃんができないときは、医療機関や行政の相談窓口にご相談ください。助成制度もありますので、ご活用ください。



思いがけない妊娠にとまどったら

「まだ学生なので産む自信がない」「親に叱られそうで相談できない」「出産や子育てにかかるお金のことが心配」など、予期していなかった妊娠に戸惑い、悩む気持ちに寄り添う窓口があります。悩みを1人で抱え込まず、にんしんSOS埼玉(☎050-3134-3100)へご相談ください。



性感染症とリスク

性感染症は、性行為を介して誰もがかかる可能性がある病気です。後に不妊の原因となったり、妊娠・出産時に胎児への影響も報告されています。パートナー任せにせず、避妊具の正しい使用方法などを理解して感染を防ぐことが大切です。もしも、性感染症への不安や、心配がある方は迷わずに性感染症の検査・相談窓口(坂戸保健所 ☎049-283-7815)へご相談ください。



自分も相手も大切に

男女共同参画社会を進めていくために、一人ひとりが互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大切です。市では、今後も性と生殖に関する健康づくり支援の観点から、自分や相手の体を大切にする教育や、性感染症予防の知識に関する情報提供・検診の重要性などについて、幅広い層への啓発活動を行ってまいります。ご家庭でもぜひ話し合ってみてください。

【富士見市の制度・相談窓口】

- 妊娠に関する相談、不妊検査費・不妊治療費・不育症検査費助成事業に関すること
子ども未来応援センター ☎049-252-3773
- 健康相談、各種検診に関すること
健康増進センター ☎049-252-3771
- 女性相談(要予約)、DV相談に関すること
人権・市民相談課 ☎271

【埼玉県などの相談窓口】

- 不妊・不育症・妊娠に関する電話相談(埼玉県)
☎048-799-3613
- 性犯罪被害相談電話(埼玉県警察)
☎#8103(フリーダイヤル)

【関連サイト】

- 生涯を通じた女性の健康支援(内閣府男女共同参画局)





「もしかしたらDVかもしれない」と思ったなら、一人で悩まず、相談を

富士見市の相談先

◆人権・市民相談課 ☎271

○DV相談

第1～4月曜午前9時～正午(祝日の場合は変更あり)

○女性相談(予約制)

第1～3火曜午後1時～5時

◆富士見市配偶者暴力相談支援センター

下記をご覧ください。

埼玉県などの相談先

◆埼玉県配偶者暴力相談支援センター

○埼玉県婦人相談センター

☎048-863-6060
月～土曜

午前9時30分～午後8時30分
日曜、祝日

午前9時30分～午後5時(年末年始を除く)

○埼玉県男女共同参画推進センター

(With You さいたま)

☎048-600-3800

月～土曜午前10時～午後8時30分
(第3木曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

◆東入間警察署 生活安全課

☎049-269-0110

※緊急時は110番へ

富士見市配偶者暴力相談支援センターを開設します

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づき、富士見市配偶者暴力相談支援センターを11月1日に開設します。DV被害の相談や自立に関する支援などを行います。

まずは、お問い合わせください。

開設時間

月～金曜午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

☎049-293-7260

市役所前都市宣言塔をパープル・ライトアップ

市では、11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、市役所前都市宣言塔を紫色にライトアップします。



男女共同参画ひろば いっぽいっぽ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。



問 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

「リベンジポルノ」

リベンジとは復讐や仕返しのこと。別れた交際相手への仕返しや嫌がらせのために、交際中に撮影した裸の写真などをインターネット上に拡散させる行為などを言います。平成26年に、このような行為を規制して罰則を定めた「リベンジポルノ防止法」が制定されました。

2人だけの写真・動画も、公開には気を付けて～SNSのマイナス面も考えて～

スマートフォンとSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及で、特に10～20歳代の若い世代でのリベンジポルノの被害が問題になっています。

交際時に軽い気持ちで相手に送った裸の写真や動画も、不仲になった時には、どのように使われるかわかりません。インターネットに一度公開された写真や動画を完全に削除することは非常に困難です。ほかの人に見せたくないと思う写真は、安易に送信をしたり、公開しないようにしましょう。

もしも被害にあってしまったときは、事態が深刻化する前に警察に相談しましょう。

男女共同参画ひろば いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。



☎ 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

からだの性、こころの性、好きになる性ってなに？
～多様な性を知っていますか～

人の性は「からだの性」「こころの性」「好きになる性」など、いくつもの要素が組み合わさって構成され、一人ひとり違っています。単純に「男性」「女性」に分けたり、見た目で判断することで、知らないうちに人を傷つけているかもしれません。身近な人、大切な人を傷つけないためにも、多様な性について知ることが大切です。

性的マイノリティについて

「性的マイノリティ(少数者)」とは、同性が好きの人や女性と男性どちらも好きな人、自分の性別に違和感を覚える人などのことです。

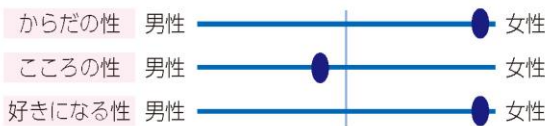
「からだとこころの性が一致し、好きになる相手は異性の人(多数者)」からみて少数者という意味です。



性的マイノリティ(少数者)の象徴とされるレインボーフラッグ

～性の3つの要素～

それぞれの要素は必ずしも「男」「女」にはっきりと二分できず、どちらかに寄っていたり、中間だったりします。性のあり方はこのようにとても多様ですが、社会生活上、男性か女性かで分けられている場面は多く、日常の暮らしや生き方に困難を抱えている人がいます。



※図は、からだの性が女性、こころが男性よりで、好きになる性は女性という人の例です。

からだの性

身体的特徴が男性か女性かといった生物学的な性のこと。

こころの性(性自認)

自分の性別の認識のこと。男性か女性かという認識だけでなく、どちらかというも男性・女性、中間、どちらも決められないなど、そのあり方は多様です。

好きになる性(性的指向)

恋愛対象や性的な関心がどの性別に向いているか。同性を好きになる人、両方の性を好きになる人、どちらの性も好きにならない人など、さまざまです。

誰もが自分らしく生きられる社会へ

誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会の実現には、性のあり方が多様であるという前提に立って考える必要があります。人の数だけ存在する性について、あなた自身も考えてみませんか。

【相談窓口】多様な性に関する悩みを相談できます。

- よりそいホットライン ☎0120-279-338
音声ガイダンスの後「4」を押すと性別や同性愛などに関する相談窓口につながります。
※24時間、年中無休 FAX0120-773-776
- 埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)
☎048-600-3800
※月～土曜、午前10時～午後8時30分(第3木曜、祝日、年末年始を除く)
- 埼玉県こころの電話(県立精神保健福祉センター)
☎048-723-1447
※月～金曜、午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
- よい子の電話教育相談(県立総合教育センター)
県内の小・中・高校生・青少年に関する相談
電話相談(子ども用)
☎#7300または☎0120-86-3192
電話相談(保護者用) ☎048-556-0874
Eメール相談 ✉soudan@spec.ed.jp
FAX相談 FAX0120-81-3192
※電話相談は24時間・年中無休、Eメール相談・FAX相談の返信は平日の午前9時～午後5時
- セクシュアル・マイノリティ電話法律相談(東京弁護士会) ☎03-3581-5515
※相談無料
※毎月第2・4木曜、午後5時～7時(祝日の場合は翌日)